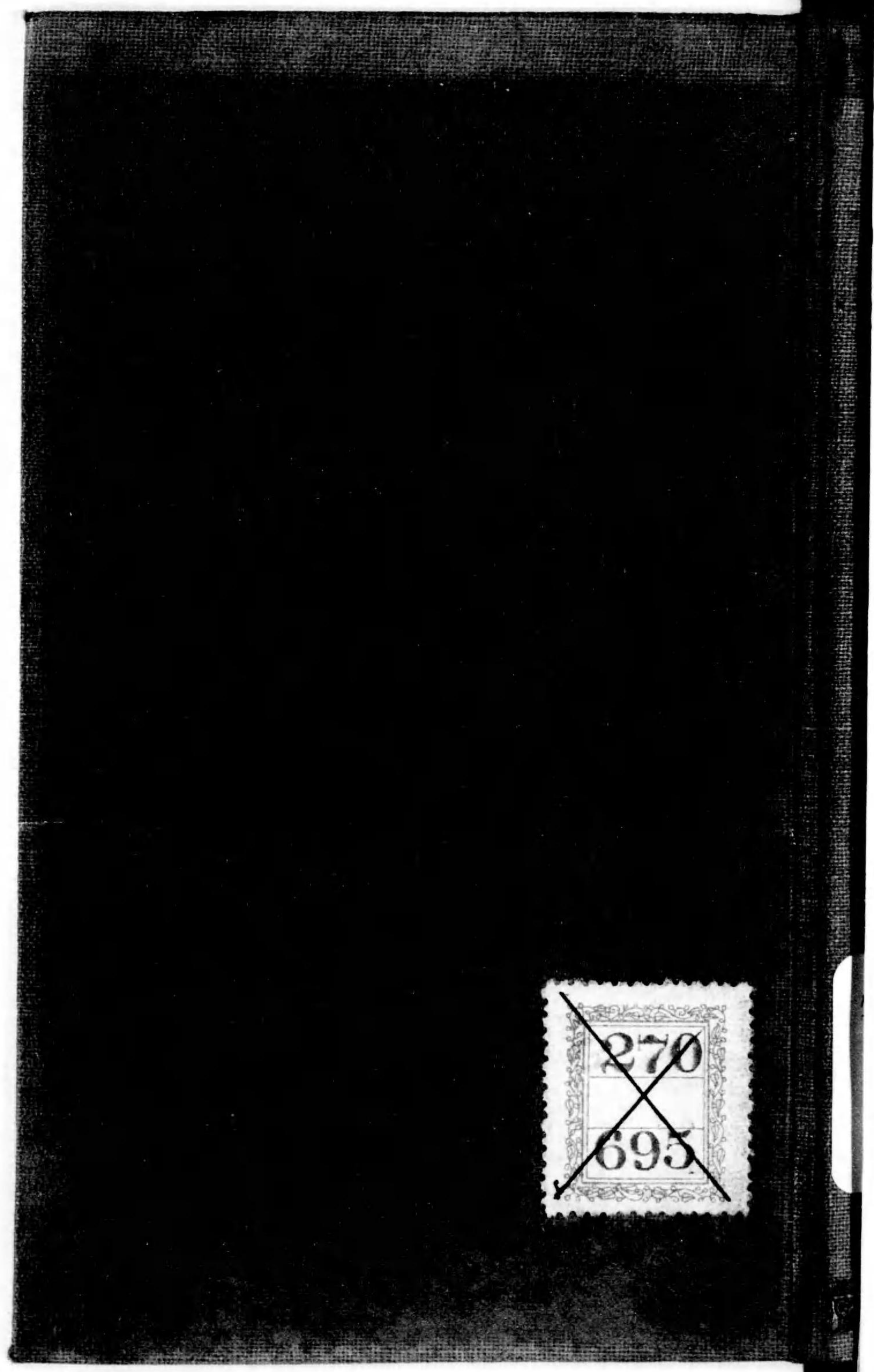
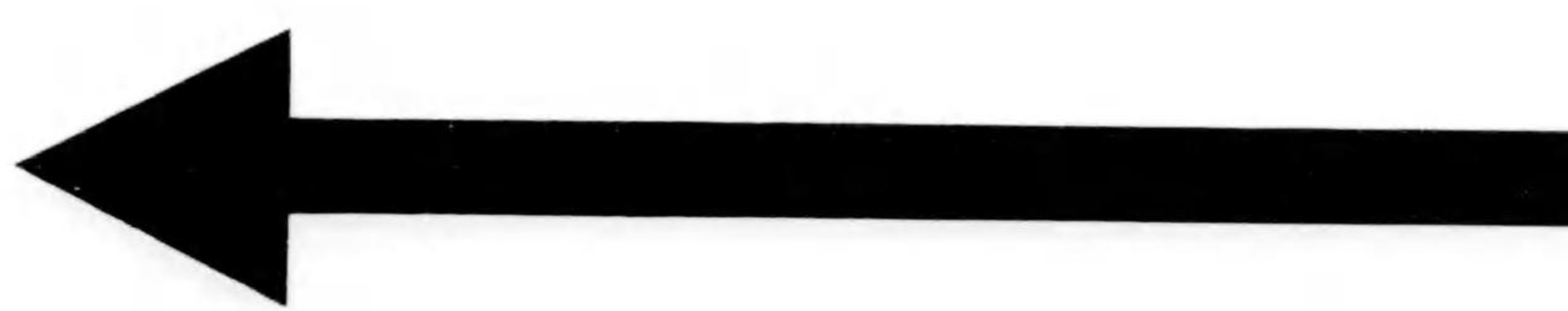
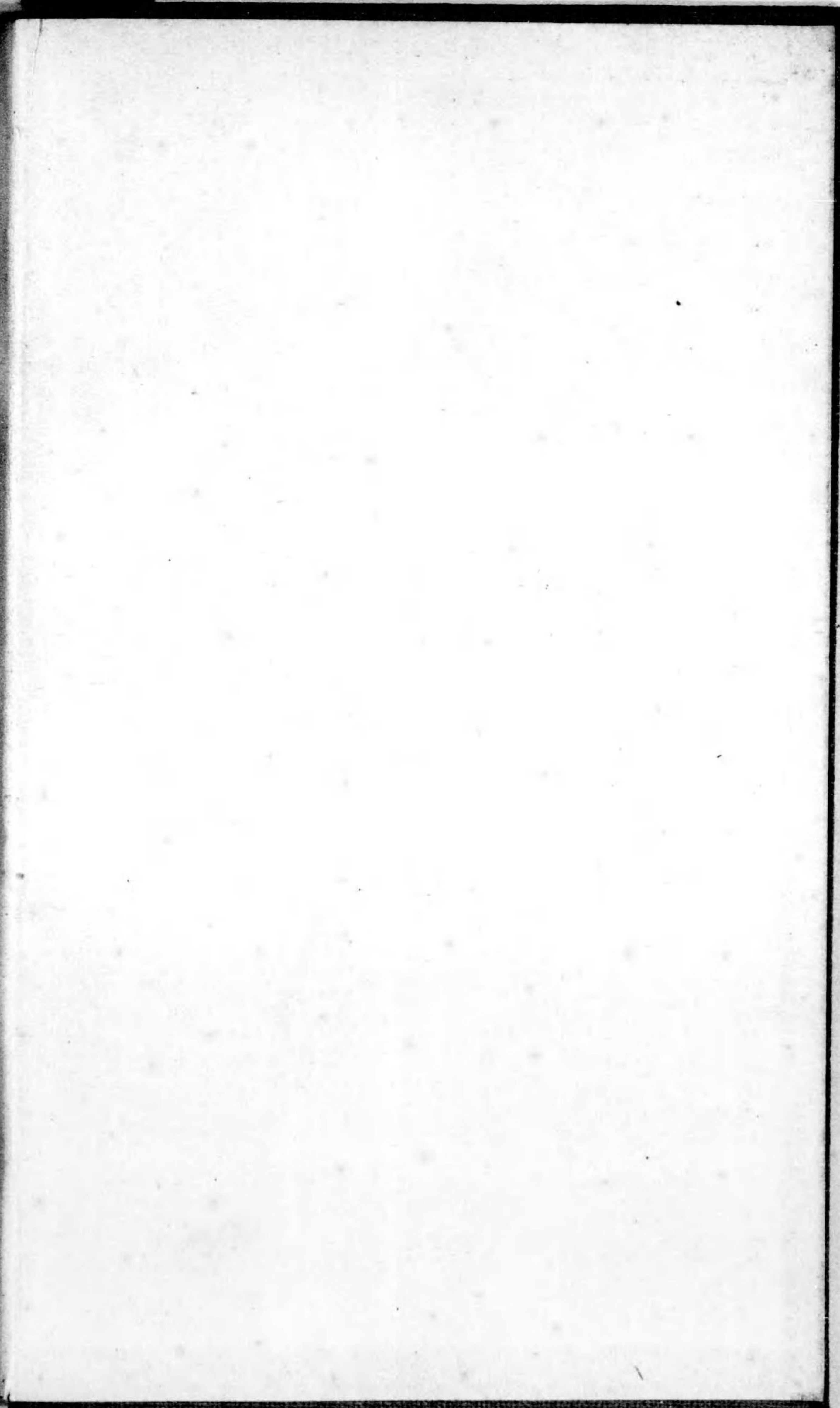


始









持101

923



神  
伊豆將軍序  
文勅

田名部早稻田學士  
高野弦月共譯

未ケツト申朝事實

大東京  
大阪

堀田航盛館





神 勅

天照太神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劔、三種の寶物を賜ひ、又中臣の上祖、天兒屋尊、忌部の上祖、太玉命、猿女の上祖、天鈿女命、鏡作の上祖、石凝姥命、玉作の上祖、玉屋命、凡て五部の神を以て配へて侍らしむ、因つて皇孫に勅さして曰はく、

葦原の千五百秋の瑞穂國は是れ吾子孫の王た



るべき地あり、宜しく爾皇孫就いて治せ、行  
く、寶祚の隆まさんこと、當に天壤と窮りあ  
かるべし。

天照太神、手に寶鏡を持ち給ひ、天忍穗耳尊に授け  
て曰はく、

吾兒此の寶鏡を視まさんこと當に吾を視るが  
如くし、與に床を同じくし、殿を共にし、以  
て齋鏡ごあすべし。

### 序

抑々中朝事實は山鹿素行の名著にして、我が國體の  
精華を發揮し、國民道德の淵源を闡明して餘蘊な  
し、我等が畏敬せる乃木將軍、本書を耽讀して、日  
夕、坐右を放たず、以て會心の友となし、以て修養  
の師となす。遂に自ら全書を翻刻して知己に頒つに  
至る。亦以て將軍が如何に全書を愛惜せしかを察す  
るに足る。



蓋し全書は、將軍の金科玉條にして、將軍の精神は  
全書にありと云ふべし。

聞くが如くんば、將軍志に殉ずるの前三日、  
皇太子殿下に最後の拜謁を乞ひ、全書を奉獻せりと  
果して然らば、忠烈なる將軍の精神は、畏くも長  
へに殿下の御左右に留まるものと云ふべし。

今高野氏等全書を和譯して廣く世に行はしめんと  
す。思ふに全書の流布は、意味深き將軍の死と共に

沈淪せる世道人心を更新するに効あるべきは疑ふべ  
からず。生等知を將軍に辱うせし者、特に此舉を  
賛せずんはあらず。以て此れが序を爲る。

將軍追悼琵琶會席上に於て

伊豆凡夫



自序

恒に蒼海の窮りなきを觀れば其の大なるを知らず、常に原野の畦なきに居れば其の廣きを識らず、是れ久うして狃るればなり、豈唯海野のみならんや、愚中華文明の土に生れて未だ其の美なるを知らず専ら外朝の經典を嗜み、嚶々として其の人物を慕ふ、何ぞ夫れ放心なるや、何ぞ夫れ喪志なるや抑も奇を好むなるか將異を尙ぶなるか。夫れ



中朝事實と目錄

皇統

天神中皇神神神神

先國統器教治知

中國の水土は萬邦に卓爾し、人物八紘に精秀す、故に神明の洋々たる、聖治の縣々たる、煥乎たる文物、嚇乎たる武德、以て天壤に比すべきなり。

今歲冬十有一月

皇統の實事を編み、兒童をして誦せしめ、其の本を忘れざらしむと爾云ふ。

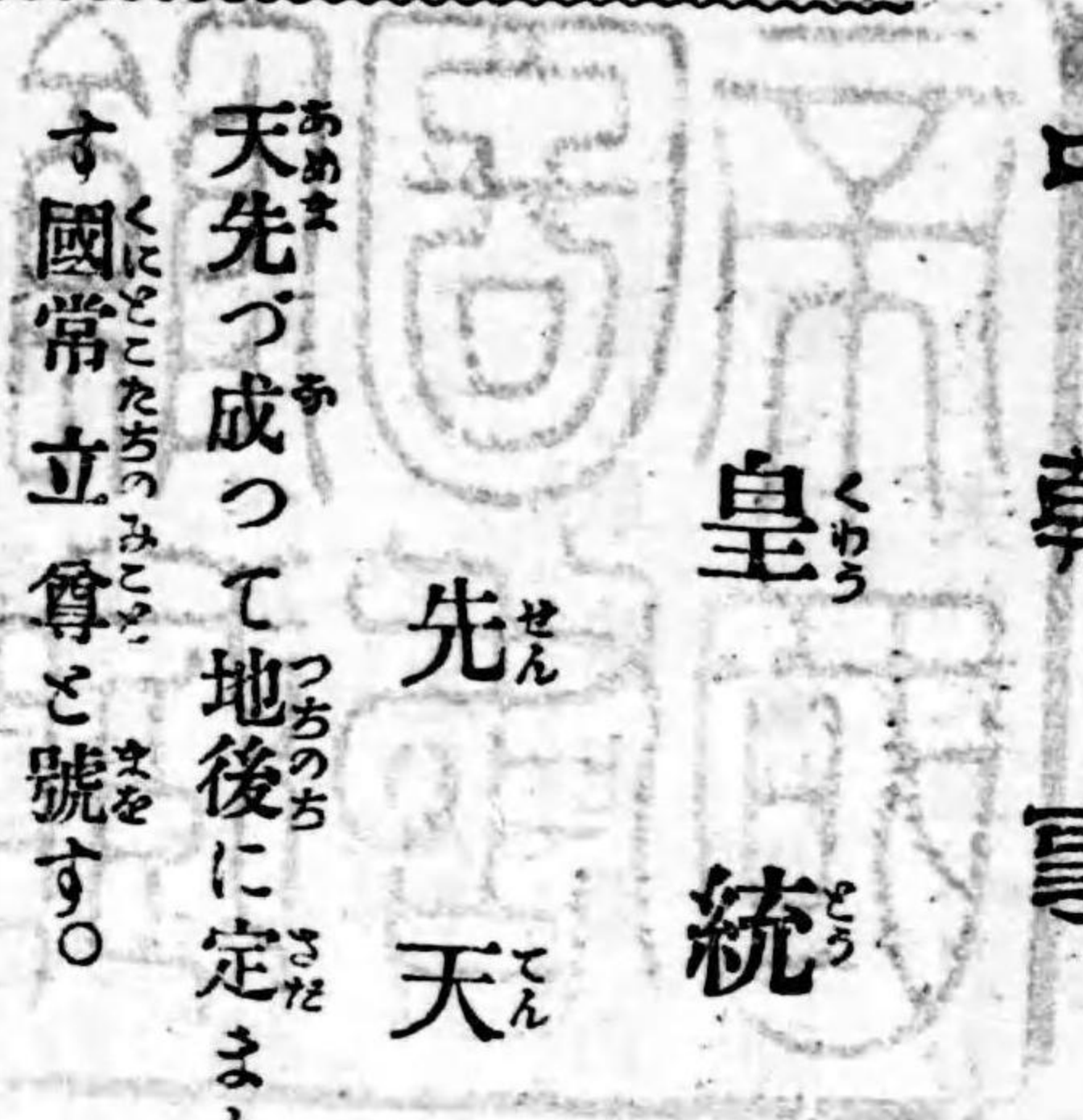
龍集己酉

山鹿高興謹誌



中朝事實

中朝事實



皇統  
先天下

章

天先づ成つて地後に定まり、然して後に神明其の中に生れま  
す國常立尊と號す。

一書に曰く、高天原に生れます神の名を天御中主尊と曰

ふ。

中朝事實  
皇統  
先天下  
章



謹んで按ずるに、天は氣なり、故に軽く揚る、地は形なり、故に重く凝る。人は二氣の精神なり、故に其の中に位す。凡そ天地人の生れたるは元先後なし、形氣神は獨立すべからず。天地人の成るは未だ嘗て先後なくんばあらず、氣之を倡ひ、形之に和し、神之を制すればなり。蓋し草味屯蒙の間、聖神其の中に立ち、悠久にして變せず、是れ其の神を尊びて國常天中と號くる所以なり。夫れ天道は息むなくして高明なり、地道は久遠にして厚博なり、人道は恒久にして疆りなし、天其の中を得

て日月明かに、地其の中を得て萬物を載す、人其の中を得て天地位す。恒中の義萬代の神聖其の祚を正す所以なり。二神の迹今知るべからずと雖へども、竊に幸に常中の二尊號に聞くを得。是れ本朝の治教休明の實なり、天下の治、恒久にして、萬物の情以て觀るべし、至誠息むなくして以て其の中を制して、禮乃ち明かなり、政恒なれば變せず、禮行はるれば犯さざるは神聖の知徳、萬世の規範なり。

凡そ神神相生れまして、乾坤の道相參はりて化る、此れ男女



を成す所以なり。國常立尊より、伊弉諾尊、伊弉册尊に至るまで、是を神世七代と謂ふ。

謹んで按ずるに、次第の天神生々、悠久の間、天地の實に因りて以て此の皇極を建つ、此の間庸愚の舌頭を容るべからず。

伊弉諾尊、伊弉册尊、國中の柱を巡りて男女の禮を定め、大八洲及び海川山草木鳥獸魚蟲を生みて、蒼生に食つて活くべきを致し、養蠶の道を教へ、諸神を生みて其の分を定む。功既に至り、徳も亦大なり、靈運當遷て、寂然長く隠れ

ました。

謹んでん按ずるに、伊弉諾、伊弉册は陰陽唱和の發語なり。二神は陰陽の至く集るなり。故に以て此の尊號を奉る。蓋し草昧悠久の間、天神生々の後、二神初めて中國を立て男女の大倫を正す、男女は陰陽の本にして、五倫の始なり、男女ありて後夫婦、父子、君臣の道立つ。二神終に大八洲を制し、山川を奠め、河海を導き、草木種藝し、鳥獸處を得、人始めて平土を得て五穀を播き、桑麻を植う、而して蒼生の衣食居足る、既に足れば教戒



なくんばあらず、故に諸の神聖に命じ以て其の境を有たしむ、二神の功業萬世以て左衽を免る、丕に顯かなるか  
な、丕に承くるかな。

以上は天地生成の義を論ず、謹んで按ずるに、天地は陰陽の大極なり、陰陽甚だ其の用を殊にして、互に其の根を交へ、遠くして近く、近くして遠く、其の形とする所五あり、所謂木火土金水なり、木火は陽にして金水は陰なり、土は其の二を兼ねて其の中に位す、陰必ず陽を含む、故に水の形は柔なり、陽必ず陰を萌す

故に火の用は烈し、水火は象なり、金木は形なり、火は氣なり、純ら昇りて、止まず、水は形なり、専ら降りて科に盈つ。陽の昇るや、陰必ず之に従ふ、陰の降るや陽必ず之に従ふ。故に昇降も亦息むことなし。夫れ積氣の間、其の精秀は日月星辰となり、其の動靜は河漢風電と爲り、雲雨霜電の用あり、夫れ地は形滓の凝りて以て土と爲れるなり、其の積むや息まずして、山岳丘陵河谷澤之を載せて辭まず、陰陽窮りなく而も、經緯あり、四時あり、日月の長短あり、時の寒暑



あり、一年一月あり、一日一刻あり、二十四節あり、七十二候あり、日月の蝕あり、氣盈朔虚あり、是れ天地互に交つて以て千態萬變を爲すなり。人も亦萬物の一に在つて其の精を稟け、其の中を得、其の智の靈なるや、之を致むれば通せざるなし。其の徳の明なるや、之を盡くさば感せざるなし。故に天地不言の妙を形容し、乾坤幽微の誠を模様し、以て曆象を造り、時日を考へ、人物の極を定め、萬世の教を建つ、然らば乃ち天地は人倫の大原にして、神聖は天地の性心なり、人

君仰ひて觀、俯して察し、以て上下を正し、尊卑を定め、其の智を致して其の徳を明かにして而うて後天地に參るべきなり。或人疑ふ、天地に心あるかと。愚謂らく、既に其の形氣あるときは、未だ嘗て其の性心なくんばあらず、天地は息むなきを以て心となす、故に消長往來し、終りて復初めにかへる。神聖は常中を以て心となす、故に常に彊て其の徳を明かにす、是れ天地、神聖其の原を一にする所以なり。



中國章

天神、伊弉諾尊、伊弉册尊に謂ッて曰く、豊葦原千五百秋瑞穂地あり、宜しく汝往いて之を循すべしと、迺ち天瓊戈を賜ふ。

一書に曰く、豊葦原千五百秋の瑞穂國は、大八洲の未だ生らざる以前、既に此の名ありて而も形相なし、強て其の形を字りて、天瓊戈となせり、大八洲國は即ち瓊矛の成る所にして、其の中心を號けて大日本日高見と曰ふ。大日本と

名くるは大日靈貴の降靈に由るがゆゑに此の名あり。

既に此の稱あり、則ち其の水土の美議らずして之を知るべし、蓋し豊は庶富の謂なり、葦原は草昧の稱なり。千五百は衆多の義にて、秋瑞穂は百穀盛熟の意なり。天神の靈は通せざるなき故に、水土の沃壤、人物の庶富、教化の以て施すべきを知られ給ふ、夫れ其の機を知るの謂か。二神之に従ひ以て其の功を遂ぐ、其の繋る所全く天神に在り、懿なるかな、本朝開闢の義、悉く神聖の靈に



依る、是れ乃ち實に、天之を授け、人之に與するなり。故に皇統は億兆の系ありて終に天壤と窮りなし。

伊弉諾尊、伊弉册尊、磯馭廬島を以て國中の柱（柱は美敷肯羅）

ふとなす、廼ち大日本豊秋津洲を生む、始めて大八洲國の號

起れり。耶麻騰、耶麻止、野馬登、耶麻堆みなヤマトといふ、

謹んで按ずるに、磯馭廬島は自ら凝る島にして、言は獨

立して倚らざるの稱なり。二神天の浮橋の上に立ち、天

瓊矛を以て指下して之を探る、是に滄溟を獲たり、其の

矛鋒より滴る潮凝りて一の島と成るもの是也、國中とは

中國なり、柱とは建つて抜けざるの稱にて、恒久にして

變せざるなり、大とは相對するものなきなり、日とは陽

の精明にして惑はざるの稱なり、本とは根を深くし蒂を

固くするなり、豊とは盛大の稱なり、秋津始なり、とは其

形を象ざるなり、大八洲とは其の始め八洲を生ずればな

り、所謂土は陰の精にて、八は陰の極數にして八方を統

ぶるの義なり、後世天下を分ちて五畿七道となす八州の義に合ふ、蓋し是れ本朝生成の

初めなり、凡そ地に洲あるは猶天に星あるが如し、地は

乃ち一陰水の相積みて、其の間に洲島の相顯るゝあり、



天の積氣の裏星宿相著くが如きなり、其の洲或は連續して其の域を異にす、或は相獨立して其の洲を異にす、本朝唯洋海に卓爾し、天地の精秀を稟け、四時違はず、文明以て隆なり、皇統終に断えず、其の名實相應すること併せ考ふべきなり、日本を以て、耶麻騰と號するは、猶山迹と言ふが如し、上古の人民は穴居し野處し、専ら山に凭りて營窟をなす、故に人迹山に在り、神武天皇東征の日、其の山迹の多きに因つて以て州を建て、都邑を設け、乃ち耶麻騰と稱號す。今の倭州是れなり、此より耶

麻止を以て天下の通稱となす、或は倭國と曰ひ、或は倭奴國と曰ふは猶吾國と曰ふが如し、竊に按ずるに其の耶麻止と稱するは神武帝の朝已後にして、史書追つて稱呼せるものなり。○  
 皇祖高皇產靈尊、遂に皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を立て、以て葦原中國の主となさんと欲す。○  
 謹んで按ずるに、是れ本朝を以て中國となすの謂なり。○  
 是より先、天照大神天上に在りて曰く、聞く葦原中國に食保神ありと、然らば中國の稱は往古より既に此あり凡そ人物の生成するは一日も水土に襲らずんばあらず、



故に平易の土に生成する者は平易の氣を稟けて性情自ら平易なり、險難の土に生成する者は險難の氣を稟けて性情危険に堪ふ、豈唯人のみならんや、鳥獸草木も亦然り、是れ五方の民皆性ありて而も其の俗を異にする所以なり、蓋し中には天の中あり、地の中あり、水土人物の中あり、時宜の中あり、故に外朝に土中に服くの説あり、迦羅支那の天地の中なりとの言あり、南人も亦天の中を得ると曰ふ、愚按するに天地の運る所、四時の交る所、其の中を得れば、風雨寒暑の會徧せず、故に水土沃にし

て人物精し、是乃ち中國と稱すべし、萬邦の衆も唯本朝及び外朝いふ、其の中を得たり、而して本朝、神代既に天御中主尊あり、二神國中の柱を建つ、則ち本朝の中國たるは天地自然の勢なり、神神相生み、聖皇連綿として、文武事物の精秀なる、實に以て相應ず是豈誣ひて之を稱せんや。

神武帝、神代の迹を繼ぎ、日向國宮崎宮に都し給ふ。曰く、東に美地あり、青山四周れり、彼地必ず以て天業を恢弘て天の下に光宅るに足るべし、蓋し六合の中心ならんかと、遂に



東を征ちて初めて中州を平て、大倭國畝傍山東南檀原の地を觀て、帝宅を經始む。

謹んで按ずるに、運鴻荒に屬ひ、時草昧に鍾れり、蚩龍鳥蟲其の處を得、異人疆を分ち陵蹠る、唯此の西邊以て治むべし、故に天孫先づ此に降り、多に年を歷、以て正を養ふ、神武帝に逮び王澤既に霑ひ、天業を恢弘べて天の下に光宅るに足るべし、故に此の東征ありて始めて中州の實を擴む、蓋し西は金にして東は木なり、西より東に及ぶは征伐の相尅つなり、東より西に及ぶは化育の相

生ずるなり、左旋右行は乃ち天地日月五行の道、至誠息むことなきなり。聖皇の征治は乾坤以て法るべし。或人疑ふ、二神礮馭廬島を以て國中の柱となし、迺ち大日本を生ず、然らば乃ち天孫の降り給ふこと何ぞ西の偏に在るか。愚竊に謂へらく、是れ末季の俗意を以て上古の靈神を量りて甚だ意見臆説に涉るものなり。神聖の道は悠久にして其の功成る、先其の易に因りて其極を建つ其の過化を考へて其の業を洪む、故に其の成るや久しく其の根本や固し、實に萬世不拔の大基なり、博厚は地に



配し、高明は天に配して、悠久は疆りなし、二神國中の柱と爲せるは、大日本の中州たるべき所以の言なり。二神の聖なる既に萬世に鑑み、此の洲を以て中國となし天孫を以て此の洲に主とす、其れ天監巍巍たるかな。

神武帝の三十有一年夏四月乙酉朔、皇輿巡幸す、因つて腋上噉間丘に登りて國狀を廻望して曰く、妍哉乎國を獲つ内木綿之眞進國と雖へども、猶蜻蛉の臂帖せるが如し、是に由つて始めて秋津洲の號あり、昔伊弉諾尊此の國を以て、日本浦安の國、細戈千足國、磯輪上秀眞國と曰ふ、復大已貴

大神之を以て、玉牆内國と曰ふ、饒速日命天の磐船に乗り太虚を翔行て是の郷を睨むるに至るに及んで之に降り給ひ、因つて之を以て虚空見日本國と曰ふ。

謹んで按ずるに、本朝の地たるや、形廣に長く（東西を廣）表に短く（南北を表）西上東下皆豊大なり、良位東北を背にして離明西南に嚮ひ蜻蛉の臂帖せるに象ざる、洋海四方を廻り、唯り西方少しく外域の船を寄すべくして、而も襲來の畏なし、故に浦安國玉牆内國と稱す、是れ内木綿之眞進國なり、其の形戈の如く、品物備はらざる



なく、尤も秀精の地なり、故に細戈千足國礮輪上秀眞國  
 と曰ふ、帝曰く、妍哉乎國を獲つと、噫大なる哉。蓋し  
 國の地に在るもの枚擧すべからず、而も其の文物古今の  
 稱するところ外朝を以て宗となし、日本と朝鮮とは焉に  
 次げりとなす。愚竊に考へ惟ふに、四海の間唯本朝と  
 外朝と共に天地の精秀を得、神聖其の機を一にす、而れ  
 ども外朝亦未だ本朝の秀眞なるに如かざるなり、凡そ外  
 朝は其の封疆太だ廣く、四夷に連續し、封域の要なし、  
 故に藩屏の屯戍甚だ多くして其の約を守ることを得ず

失是れ一なり。近く四夷に迫る、故に長城要塞の固め  
 世人民を勞す、失是れ二なり。守戍の徒或は狄に通じ  
 難を構へ、或は狄に走り其の情を泄らす、失是れ三なり  
 匈奴、契丹、北虜其の釁を窺ひ易く數以て劫奪す、其の  
 失四なり、終に其の國を削り、其の姓を易へて天下征を  
 左りにす、大失其の五なり、況んや河海の遠くして、魚  
 蝦の美も、運轉の利も給らず、故に人物も亦其の俗を異  
 にす、牛羊を啖ひ、毳裘を衣、楊床に坐するが如き、以  
 て之を見るべし、況んや朝鮮の叢爾たるをや、獨り本朝



天の正道に中り、地の中國を得、南面の位を正にし、北陰の險を背にし、上西下東、前は數洲を擁して河海を利し、後は絶峭に據りて大洋に望み、每洲悉く運漕の用あり、故に四海の廣きも猶一家の約なるが如し、萬物の化育、天地の正位に同じうし、竟に長城の勞なく、戎狄の膺なし、況んや鳥獸の美、林木の材、布縷の巧、金木の工備はらざるなし、聖神美を稱するの嘆豈虚からんや。昔大元の世祖、外朝を奪ひ其勢ひに乗じて本朝を撃つ、大兵悉く敗れて彼の地に歸る者僅かに三人のみ、

其の後元主數窺ふも我が藩籬をも侵す能はず、況んや高麗、新羅、百濟は皆本朝の藩臣たるをや、聖神太虚に翔行て是郷を睨めて降り給ふこと最も宜なるかな。崇神帝の十年七月、群卿を選みて四方に遣す、同年十月、四道將軍を命じ、戎夷を平ぐるの狀を以てす。謹んで按ずるに、是れ中國四道を分つのはじめ、此時王化未だ習はず、故に此命あり。成務帝の五年秋九月、山河を隔して國縣を分ち、阡陌に隨つて以て邑里を定む、因つて東西を以て日縦となし、南北を



日横となす、山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ、是を以て百姓安居し天下無事なり。

謹んで按ずるに、是中國、國境を分ち諸道を定むるの始なり、蓋し景行帝の五十五年、彦狹島王を以て東山道十五國の都督に拜け給ふ、則ち東山道等の名は既に前朝に在りき、凡そ村里は以て縣に統べ、縣は以て郡に統べ、郡は以て國に統べ、國は以て道に統ぶ、是一より十に迄び、十より一に歸す、猶身は臂を使ひ、臂は指を使ひ、一元氣四支百骸を周還するが如し、故に天下の大なるも

四海の遠きも王化通せざるはなく、正朔受けざるはなし王畿は七道之を宗とする所以、畿内は王室の小天下なり畿内の制明かなれば七道風に隨ひて正し、是れ乃ち北辰其の所に居て衆星之に共ふごとし、聖帝水土の制を詳かにして百姓安居し天下無事なり、萬世之に因りて以て損益す、帝の功も亦大ならずや。

神武帝の東征の己未の年、令を下して曰く、當に山林を披拂ひ、宮室を經營り、恭んで實位に臨み、以て元元を鎮め、上は乾鑿國を授くるの徳に答へ、下は皇孫正を養ふの心を



弘<sup>ひろ</sup>め、然<sup>しか</sup>る後<sup>のち</sup>に六<sup>く</sup>合<sup>ごう</sup>を兼<sup>か</sup>ね以<sup>もつ</sup>て都<sup>みやこ</sup>を開<sup>ひら</sup>き八<sup>あゆ</sup>紘<sup>のした</sup>を掩<sup>おほ</sup>ひて宇<sup>いへ</sup>となすも亦<sup>また</sup>可<sup>か</sup>ならずや、夫<sup>か</sup>の畝<sup>うね</sup>傍<sup>が</sup>山<sup>やま</sup>の東<sup>たつ</sup>南<sup>みの</sup>樞<sup>すま</sup>原<sup>はら</sup>の地<sup>ところ</sup>を觀<sup>み</sup>るに蓋<sup>けだ</sup>し國<sup>くに</sup>の境<sup>まが</sup>區<sup>な</sup>なり、治<sup>みやこづく</sup>るべしと。即<sup>すなは</sup>ち有<sup>つかさど</sup>司<sup>さし</sup>に命<sup>めい</sup>し帝<sup>みやこ</sup>都<sup>こ</sup>を經<sup>つくりはじ</sup>始<sup>む</sup>む。

先<sup>せん</sup>入<sup>じん</sup>曰<sup>いは</sup>く、帝<sup>みかど</sup>神<sup>しん</sup>代<sup>だい</sup>の蹤<sup>あと</sup>を繼<sup>つ</sup>ぎ日<sup>ひ</sup>向<sup>むか</sup>國<sup>くに</sup>宮<sup>みや</sup>崎<sup>さき</sup>宮<sup>みや</sup>に都<sup>みやこ</sup>す。

謹<sup>つし</sup>んで按<sup>あん</sup>ずるに、是<sup>こ</sup>れ中<sup>ちゅう</sup>州<sup>しゅう</sup>の都<sup>みやこ</sup>を營<sup>い</sup>むの初<sup>はじ</sup>なり、境<sup>まが</sup>區<sup>な</sup>は猶<sup>なほ</sup>最<sup>も</sup>中<sup>ちゅう</sup>と言<sup>い</sup>ふが如<sup>ごと</sup>し、蓋<sup>けだ</sup>し帝<sup>みかど</sup>天<sup>てん</sup>下<sup>げ</sup>の蒼<sup>あは</sup>生<sup>な</sup>を平<sup>へい</sup>章<sup>しやう</sup>するを以<sup>もつ</sup>て大<sup>たい</sup>任<sup>にん</sup>となし、天<sup>てん</sup>帝<sup>てい</sup>授<sup>じゆ</sup>命<sup>めい</sup>の重<sup>おも</sup>き守<sup>まも</sup>り天<sup>あめ</sup>孫<sup>まゐ</sup>悠<sup>ゆう</sup>久<sup>きう</sup>の業<sup>わざ</sup>を開<sup>ひら</sup>くことを深<sup>ふか</sup>く思<sup>おも</sup>ひ切<sup>き</sup>に謀<sup>はか</sup>り、遂<sup>つひ</sup>に東<sup>とう</sup>征<sup>せい</sup>して以<sup>もつ</sup>て中<sup>ちゅう</sup>州<sup>しゅう</sup>を制<sup>せい</sup>し

始<sup>はじ</sup>めて都<sup>みやこ</sup>宮<sup>みや</sup>の地<sup>ち</sup>を議<sup>はか</sup>り、後<sup>こう</sup>世<sup>せい</sup>の規<sup>のり</sup>を建<sup>た</sup>て、以<sup>もつ</sup>て祚<sup>さい</sup>を萬<sup>ばん</sup>萬<sup>ばん</sup>世<sup>せい</sup>に永<sup>なが</sup>うす、此<sup>こ</sup>の後<sup>のち</sup>國<sup>くに</sup>勢<sup>せい</sup>富<sup>ふう</sup>庶<sup>しよ</sup>、人<sup>じん</sup>物<sup>ぶつ</sup>日<sup>にち</sup>に盛<sup>さかん</sup>にして代<sup>だい</sup>々<sup>じやく</sup>遷<sup>せん</sup>都<sup>みやこ</sup>あり、元<sup>げん</sup>明<sup>めい</sup>帝<sup>てい</sup>に至<sup>いた</sup>りて都<sup>みやこ</sup>を平<sup>へい</sup>城<sup>じやう</sup>に遷<sup>うつ</sup>し以<sup>もつ</sup>て七<sup>だい</sup>代<sup>だい</sup>の聖<sup>せい</sup>風<sup>ふう</sup>を揚<sup>あ</sup>ぐ、終<sup>つひ</sup>に桓<sup>くわん</sup>武<sup>む</sup>帝<sup>てい</sup>先<sup>せん</sup>聖<sup>せい</sup>の成<sup>せい</sup>烈<sup>れつ</sup>を篤<sup>あつ</sup>うして億<sup>おく</sup>民<sup>みん</sup>の止<sup>とど</sup>まる所<sup>ところ</sup>を安<sup>やす</sup>んじ、天<sup>てん</sup>の休<sup>きう</sup>を敬<sup>けい</sup>し、人<sup>ひと</sup>の順<sup>じゆん</sup>を致<sup>いた</sup>さんと欲<sup>ほつ</sup>し、詔<sup>みことわり</sup>して達<sup>あまね</sup>く新<sup>しん</sup>都<sup>と</sup>の地<sup>ち</sup>を視<sup>み</sup>る、惟<sup>これ</sup>土<sup>くに</sup>以<sup>もつ</sup>て中<sup>ちゅう</sup>し惟<sup>これ</sup>卜<sup>はく</sup>以<sup>もつ</sup>て食<sup>は</sup>み、惟<sup>これ</sup>民<sup>たみ</sup>以<sup>もつ</sup>て與<sup>あ</sup>す、故<sup>ゆゑ</sup>に大<sup>おほ</sup>に庶<sup>しよ</sup>官<sup>くわん</sup>に命<sup>めい</sup>じ以<sup>もつ</sup>て土<sup>くに</sup>の中<sup>なか</sup>に服<sup>つ</sup>き、都<sup>みやこ</sup>を山<sup>やま</sup>州<sup>しゅう</sup>平<sup>へい</sup>安<sup>あん</sup>城<sup>じやう</sup>に遷<sup>うつ</sup>し、明<sup>めい</sup>德<sup>とく</sup>を萬<sup>ばん</sup>億<sup>おく</sup>世<sup>せい</sup>に振<sup>ふる</sup>ひ給<sup>たま</sup>ふ、是<sup>こ</sup>れ乃<sup>すなは</sup>ち神<sup>しん</sup>武<sup>む</sup>帝<sup>てい</sup>境<sup>まが</sup>區<sup>な</sup>の實<sup>じつ</sup>なり、古<sup>こ</sup>人<sup>じん</sup>云<sup>い</sup>ふ、遷<sup>せん</sup>都<sup>と</sup>の君<sup>きみ</sup>は皆<sup>みな</sup>復<sup>また</sup>振<sup>ふる</sup>



はずと、中州の遷都豈夫れ然らんや、夷狄の害を遠くるに  
 ならず、盜劫の難を畏るゝにならず、唯富庶世充ち、  
 土壤給らず、故に遷都して日に振ひ、國勢彌張る。夫  
 れ京師は四方の極たり、猶紫宮の周天の極たるが如し、  
 其の都邑を選ぶや其の中にあざれば、乃ち其の實を得  
 ず、所謂る中は精秀の氣にして、天地以て位し、四時違  
 はず、陰陽惟中し、寒暑過たず、人民以て止まり、萬物  
 以て聚り、禮義惟立ち、武德以て行はる、而して後塊區  
 と稱すべく、土中と謂ふべし、本朝は始りより中柱中

國の號あり、況んや神武帝中州を制し塊區に都し、共に  
 皆其の精秀を得、平安城に及びては選の極、中の至り一  
 に神聖國を立つるの道に歸ふ、故に時序正しく寒暑過た  
 ず、土壤膏沃にして、人物文章なり、中州中華の名實相  
 齊く、建都の制大に備はる、是れ乃ち塊區の生成なり。○  
 伊弉諾尊、伊弉册尊、磤馭廬島に降居りまし、八尋の殿を化  
 作り、又天柱を化豎ら給ふ。○  
 謹んで按ずるに、是れ天神宮殿の始なり、今其の制言ふ  
 べからず、八は四方四隅の數にして、天は人物の法る所



なり、能く其の實を詳かにせば則ち萬世の規制又此に始  
まれるなり。

神武帝の辛酉、畝傍の橿原に於て底磐の根に宮柱太立て高  
天原に搏風峻峙つ。

一書に曰く、神武帝都を橿原に建て帝宅を經營む、仍つて  
天富命をして、手置帆負、彦狹知二神の孫を率て、齋斧  
齋鉏を以て、始めて山材を採り、正殿を構立つ、所謂底  
都磐根に宮柱布都之利立て高天乃原爾搏風高之利排皇孫  
命乃美豆乃御殿乎造り奉仕り、故に其の裔今紀伊國名草郡

御木麩香の二郷にあり、材を採れる齋部の居る所を之を御  
木と謂ひ、殿を造れる齋部の居る所を之を麩香と謂ふ。

謹んで按ずるに、是れ人皇宮殿の始なり、此時荒濛の世  
を去ること未だ遠からず、唯正殿を構へ以て神代の天  
柱に象り萬世の洪基を始む、凡そ宮は室なり、殿は堂の  
高大にして、屋の嚴正なるものなり、人必ず居あり居あ  
れば則ち未だ嘗て宮殿なくんばあらず、況んや帝居をや  
既に宮殿あれば制度なくんばあらず、故に經始の營は、  
上は天時を正して以て文明を象り、下は水土に隨ひて以



て豊約を量り、中は百世を考へて以て聖賢を模す、樸に  
 匪す、斲に匪す、泰を去り甚を去る、折中して以て當時  
 に儀形し萬代に垂示す、是れ乃ち天神天柱の實なり。○  
 蓋し中州代代の經營は専ら簡樸にして、力を溝洫に盡す  
 唯大極殿、大安殿の名あり、是乃ち宮殿なり、桓武帝都  
 を平安城に遷し、先王を牢籠し、異域を監察し、大に規  
 模を張り、新門を造り、新宮を營み、其の門に名け、金  
 榜を題し、其の殿に名るに嘉言を以てす、前殿を紫宸と  
 曰ふ、其の制外朝の明堂に肖たり、乃ち萬國を養し諸侯

を朝するの所なり、又南殿と曰ふ、天子黼屨を負ひ南に  
 嚮つて政を聽くの義なり、中殿を清涼と曰ふ、常の宸  
 居の所なり、又御殿と曰ふ、平生宴遊の所なり、後殿を  
 貞觀と曰ふ、乃ち后宮なり、此外宮殿、堂樓、院閣、丹  
 堦青瑣、金鋪玉卮井欄綺窓、善を盡くし美を盡くさる  
 なし、圖くに河洛の賢聖を以てして、大舜の古人の象を  
 視るに法り、像は乾坤の儀形を以てして、聖皇の宮柱を  
 立つるの太を守る、九重の深邃を嚴にし、九條の廣路を  
 披き、十二の通門迭に洞かに、十七の寶殿珠と聯る、以



て宸儀仰げば彌高く、法座則れば彌正し、彼の固陋を  
事とし、紛奢を愛する如きとは、日を同うして之を語る  
べからざるなり。

崇神帝の十年、冬十月乙卯の朔群臣に詔して曰く、今反ける者悉く誅に伏し、畿内事なし、唯海外の荒俗も騷動未だ止まず。其の四道將軍等今忽ち發れど、丙子の日將軍等共に發路す、十一年夏四月己卯の日、四道將軍戎夷を平ぐるの狀を以て奏す、是の歳異俗の人多く歸ひ來て國內安寧なり。謹んで按ずるに、二神守るべき境を定むる後、鴻蒙草昧

にして、封疆未だ分れず、神武帝、天業を経綸の中州を制する後、又未だ化徳を弘恢げず、帝識性聰敏にして尤も雄謀あり、故に大に四方を開き、以て邊要を規る、下に逸民なく、教化流行し、終に蒼生の課役を正うし、船舶の運轉を利し、天下大に平なり。

景行帝の二十五年秋七月壬午の日、武内宿禰を遣し、北陸及び東方諸國の地形且つ百姓の消息を察せしむ、二十七年春二月壬子の日、武内宿禰東國より還りて奏言く、東夷の中に日高見國あり、其の國人男女並に椎結び、身を文げ、人と



爲り勇悍是を總て蝦夷と曰ふ、四十年夏六月、東夷多く叛き邊境騷動り、冬十月、日本武尊に命じて之を征しむ、蝦夷罪に服す、五十三年東海を巡狩給ふ。

謹んで按ずるに、帝西州を征してより、東方を巡狩し、七十餘子を封建し、各其の國に如かしむ、是乃ち四方の邊境を定めて王室の藩屏とせるなり。

成務帝の四年春二月丙寅の日、國郡に長を立て、縣邑に首を置く、當國の幹了者を取りて其の國郡の首長に任ず、是れ中區の藩屏とせるなり、五年秋九月、山河を隔して國縣を分ち

阡陌に隨つて以て邑里を定む、因つて東西を以て日縱となし、南北を日横となす、山陽を影面と曰ひ山陰を背面と曰ふ。

謹んで按ずるに、天下の邊要、帝に速びて其の制相成る蓋し邊要は天下の藩屏なり、四邊は唯陸奥、出羽、佐渡對島、多楸を以て邊要の國となし、太宰府、鎮守府を以て藩鎮の所となす、鎮西府は異域の襲來に備へ、鎮守府は蝦夷の跋扈を征す、異域は竟に邊境を侵すことを得ず蝦夷數々東藩に寇する故に國守あり、將軍あり、兩國の



按察使府、秋田城介あり、信夫郡以南の租税を以て國府の公廩に充て、荊田以北の稻穀を以て鎮府の兵糧に充て常に五千人の兵を置き、許多の兵器を運送す、是れ邊要を慎むなり、凡そ承平の治、王化の澤、浴せざるはなし邊境の廣き、遠人の俗、必ず教を異にし、風を殊にす、故に其の弊或は盜賊劫竊し、山に入り險に據る、或は吏務の奸謀に因つて、邊民恨を含む事嘗て無きにあらず、故に吏幹の才を擇び、巡察の使を詳にし、以て邊疆を安んず、是れ上古の聖戒なり、豈忽にすべけんや。

以上は水土の規制を論ず、謹で按ずるに、地は天の中にあり、中又四邊なくんばあらず、而して其の中を得るを中國と曰ふ、言は天地の中を得るなり、天地の中とは何ぞや、四時行はれ、寒暑順に、水土人物其れ美にして、過不及の差なきこと是なり、萬邦の衆きも唯中州及び外朝天地の中を得、故に人物事義大に異ならず、其の極を建て以て聖教を致すこと、殆んど節を合すが如し、蓋し土地あれば國郡あり、國郡あれば都鄙の分あり、而して王畿を設け都宮を建て道路を制す



四方たうまつ以て之これに通じ、四藩はんまつ以て之これに屏かきたり、故ゆゑに其そのの規はかりや、其そのの制さだめや、未いまだ其そのの道みちを盡つくさずんばあらず、凡およそ上かみは天象てんしやうに法のつとり、下しもは地勢ちせいを詳つまひらかにし、人物じんぶつの計會けいけいを按かんがへ、治亂ちらんの機きを察さつし、以て其そのの禮用れいようを致いたして以て其そのの至誠しせいを盡つくすときは、則すなはち遠近えんきん、都鄙とひ、内外ないがい其そのの俗ぞくを同おなじし其利そのりを通つうせざるなし、天下てんかの大だいなる、國郡こくぐんの區まぢくなる一舉きよすべからずと雖いへども、朝廷てうていより邦畿ほうきに及び、王畿わうきより四方ほうに及び、四方ほうより四疆きやうに至いたること猶なほ一元氣げんきの四支百骸しひやくがいを周流營衛しゅうりゆうえいゑいして以て諸これを一胸臆きやうおくに

統するが如ごとし、然しからば乃すなはち朝廷てうていと王畿わうきとは天下てんかの規範きはんにして、兆民てうじんの具ぐに瞻みるところなり、豈あに一人ひとりの私わたくしを縱しにし、當時たうじの治ちを伐ほつて其そのの規制きせいを致いためざらんや。

皇くわう 統とう 章しやう

伊弉諾尊いさなのみこと、伊弉册尊いさのみこと、共ともに議はかつて曰いはく、吾既われすでにに大八洲國及山おほやしちうくにまたさん川草木せうさうもくを生うめり何ぞ天下てんかの主またる者ものを生うまざらんやと、是こゝに於おいて日神ひのかみを生うみまして大日靈貴おほひるゆひのかみと號なす此この子光華みこひかり明彩あきさくして六合くわくの内うちに照徹てりどほる、故ゆゑに二神ふたがみ喜よろこびて曰いはく、吾息多わがみこほしと雖いへ



ども、未だ若く此の靈異の兒あらず、宜しく久しく此の國  
 に留むべからず、自ら早く天に送りて授くるに天の上の事を  
 以てすべしと、是時天地相去ること未だ遠からず、故に天柱  
 を以て天上に擧げり、次に月神を生む、其の光彩しきこと日  
 に亞ぐ、以て日に配べて治すべしと故に亦之を天に送る。次  
 に姪兒を生む、已に三歳になると雖へども脚猶立たず、故に  
 之を天磐椽樟船に載せて風のまに／＼放ち棄つ、次に素戔嗚  
 尊を生む、此の神勇悍くして安忍あり、且つ常に哭泣せし  
 むるを以て行となす、故れ國內の人民をして多く天折はしむ

復青山をして變枯にす。故れ其父母の二神素戔嗚尊に勅し  
 て、汝甚だ無道し、以て宇宙に君臨せしむべからず、固に根  
 の國に適るべしと。遂に逐ひ給ひき。  
 一書に曰く、伊弉諾尊曰く、御宙を治すべき珍子を生まん  
 と欲す、乃ち左手を以て白銅鏡を持れば、則ち化生せる神  
 あり、是を大日靈尊と謂ふ、右手に白銅鏡を持れば、則ち  
 化生せる神あり、是を月弓尊と謂ふ、又首を廻らし、顧眄  
 間に化生せる神あり、是を素戔嗚尊と謂ふ、即ち大日靈尊  
 及び月弓尊、並びて是れ質性明麗なる故に天地に照臨せ



しむ、素戔嗚尊是れ性殘害を好む故に根國を下治らしむ。  
 謹んで按ずるに、是れ中國其の主を定むる始なり、大日  
 靈貴は即ち日神にして伊勢州に鎮坐す太神宮なり、宗廟  
 の嚴神なり、本朝の元祖なり、月弓尊は月神にして、伊  
 勢別宮たり、蛭兒は攝津州西宮社夷三郎是なり、素戔嗚  
 尊は出雲州大社是なり、世に一女三男と號するもの是な  
 り、凡そ氣聚り形生ずれば必ず其の精あり、之を心と謂  
 ひ之を性と謂ふ、是其の主なり、天地相成りて陰陽の精  
 縣象著明なる之を日月と謂ふ、日月は天地の主なり、四

時の運行、寒暑の去來、一日と云ひ、一月と云ひ、一歲  
 と云ふは皆日月を以て綱紀となす、天地の氣候正しから  
 ざれば、縣象又著明ならず、人民の君長あるも亦然り、  
 人民の精以て之に主たるべし、其の精を以てせざれば、  
 人物其の性を盡くす能はず、蓋し二神共に議るは、其の  
 事を容易くせざるなり、神鏡を以てするは、明にして倚  
 らざればなり、天神の靈と雖へども、天下の主を生まん  
 と欲して惟精、惟一なること以て之を見るべし、故に其  
 の生むところ、日となり月となり、天地茲に位す。蛭兒



となり素戔嗚となり、河海猛惡も亦其の長あり、夫れ共に生る所、皆天神の子にして其の量に因りて其の分を命ず、噫神の徳大なる哉、公なる哉、竊に接するに、天神天下の主を生まんと欲して、日神以て生ず、故に日神を以て地神の太祖、朝廷宗廟の第一となす、然れば乃ち歴代の聖主、二神の精一を守り、顯象著明の實を致めざれば、則ち豈神明の統を承けんや、或人疑ふ、二神の聖なる、何ぞ此の二一の不肖を生めるやと。愚謂らく、噫此れ何の言ぞ、二氣五行の變未だ嘗て過不及なくんばあ

らず、天地の大なる、其の精は日月星辰となり、名山大川となる、其の粗は風雲雷雨となり、潢汗丘陵となる、精粗相因り、而して後萬物遂げ、天共に之を覆ひ、地共に之を戴す、是夫れ至大なり、至公なり、人物の天地にあるも亦然り、故に明暗曲直、柔剛弱強並び行はれ各々其の性を盡す、是れ神聖其の化を賛くるなり、二神は是れ天地なり、此の明暗柔猛を生じ、以て萬物に主とし、萬物各々其の性を盡す其の道亦偉ならずや、子の説に因れば、土を取りて下を遺れ、桑麻を貴びて菅蒯を棄



つるなり、此の四神を生みて天下始めて安く、萬民所得、二神の共に議る所、俗學の以て疑ふべきなし。

天照太神の子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女栲幡千千姬を娶り、天津彦彦火瓊瓊杵尊を生む、故れ皇祖高皇產靈尊遂に皇孫を立て、葦原中國の主となさんと欲し八十諸神を召集へて之に問ふて曰く、吾葦原中國の邪魔を撥平げんと欲す、當に誰を遣はさば宜しからん、惟くは爾諸神知る所を隠す勿れ、僉曰く、天穗日命是れ神の傑なり、試みざるべけんやと、是に於て俯して衆言に順ひ、即ち

天穗日命を以て、往いて之を平げしむ。然るに此の神大已貴神に倭媚ひ、三年に比るまで尙報聞さず。是の後高皇產靈尊更に諸神を會へて、當に葦原中國に遣すべき者を選ぶ、經津主神、武甕槌神、不順諸神を誅ひ、果に復命す、時に高皇產靈尊眞床追の衾を以て皇孫を覆ひ之を降らしむ、日向襲の高千穗峯に天降り、吾田長屋笠狭の碕に到る。

一書に云ふ、天照太神乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙の劔三種の寶物を賜ふ。又中臣上祖、天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命



鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命凡て五部  
 神を以て配侍らしむ、因つて皇孫に勅して曰く、葦原  
 千五百秋之瑞穗國は是れ吾子孫の王たるべき地なり、宜し  
 く爾皇孫就いて治すべし、行矣寶祚の隆なること天壤と窮  
 まりなかるべしと。

一書に曰く、天兒屋命、太玉命、天忍穗耳尊に陪從し  
 て降りす、是時天照太神手に寶鏡を持ち、天忍穗耳尊に  
 授けて祝ぎて曰さく、吾兒此の寶鏡を視まさんこと當に吾  
 を視るが如くし、與に床を同くし、殿を共にし以て齋鏡

となすべしと、復天兒屋命、太玉命に勅して、惟  
 は爾一神亦同じく殿内に侍し善く防護をせよと。又勅  
 して曰く、吾高天原に所御す齋庭の穗を以て亦吾兒に當御  
 ると、則ち高皇產靈尊の女號は萬幡姫を以て天忍穗耳尊  
 に配せて妃となし之を降らしむ、故れ時に虛天に居て兒を  
 生む、天津彥火瓊瓊杵尊と號く、因つて此の皇孫を以て親  
 に代りて降さんと欲す、故れ天兒屋命、太玉命及び  
 諸部神等を以て悉く皆相授く、且つ服御の物一に前に依り  
 授く、然る後天忍穗耳尊復天に還る、故れ天津彥火瓊瓊



杵尊、日向穗日高千穗之峯に降り到る。

一書に曰く、天祖天照太神、高皇產靈尊、乃ち相語りて

曰く、夫れ葦原瑞穗國は吾が子孫の王たるべき地なりと、

即ち八咫鏡及び草薙劍二種の神寶を以て、皇孫に授け賜

ひ永く天璽となす。

謹んで按ずるに、是れ天孫降臨り給ふ始なり。一書に曰

く、大國主神、亦の名は大物主神、亦國作大己貴尊と

號す、亦葦原醜男と曰す、亦八千弋神と曰す、亦大國玉

神と曰す、亦顯國玉神と曰す、其子凡そ一百八十一神あり

り、夫れ大己貴命、少彥名命と力を戮せ、心を一にし

天下を經營す、蓋し二神寂然として長く隠れ給へる後、

大己貴命、少彥名命此の國を平げて、大造の績を建つ

大己貴命及び其子事代主神、及び八十萬神を天高市

に合へて、帥めて以て天に昇り、其の誠款の至りを陳べ

而る後に天孫此の國に天降ります、凡そ天神は生知の聖

神なり、而も事毎に之を問ひ、俯して衆言に順ふ、其の

兼容の量臆至れる哉、配侍せしむる五神は共に此國に大

功あるものなり、寶祚之隆當下與天壤無窮の十



字に天孫の永き祚の天地の徳に合はんことを祝給ふなり  
 眞床追衾は、覆ふて外なきの義を表し、澤を蒼生に蒙  
 らすの名なり、三種の寶物は乃ち天神の靈器にして、  
 傳國の表物なり、其の寄甚だ重し、天照太神手に寶鏡を  
 持ち之を祝ぐ、神勅至れり盡くせり、聖主萬萬世の嚴鑑  
 なり、此の時未だ教學授受の名あらずと雖へども、謹み  
 て此の一章を讀み以て其の義を詳かにせば、帝たる者の  
 治をなすの學唯力を此に用ふに在らんか、異域、堯、舜  
 禹、受授の説も亦豈此に外ならんや。

神日本磐余彦天皇、諱は彦火火出見彦波瀲武鸕鷀尊不合  
 尊の第四子なり、年四十五歳に及び、諸の兄及び子等に謂つ  
 て曰く、昔我が天神高皇產靈尊、大日靈尊、此の豊葦原瑞穗  
 國を擧げて我が天祖彦火瓊瓊杵尊に授く、是に於て、火瓊瓊  
 杵尊、天開を闢き、雲路を披け、驅山蹕て以て戻止ます。  
 是時に運鴻荒に屬ひ、時草昧に鐘れり、故に蒙して以て正を  
 養ひ、此の西偏を治す、皇祖、皇考乃ち神、乃ち聖、慶を積  
 み暉を重ね、多く年所を歴たり、天祖の降跡ましてより以速  
 今に至るまで一百七十九萬二千四百七十餘歳なり、而して遼



遼の地猶未だ王澤に霑はず、遂に邑に君あり、村に長ありしめつ、各々自ら疆を分ち用て相凌躐らふ、抑鹽土老翁に聞く、曰く東に美地あり、青山四に周れり、其の中に亦天磐船に乗り飛び降る者あり、余謂ふに、彼の地必ず以て天業を恢弘べ、天下に光宅るに足るべし、蓋し六合の中心ならん、遂に東征して中州を定む。

謹んで按ずるに、是れ人皇中州を平げ、天祖の降跡を續くるの始なり。

辛酉春正月庚辰の朔、天皇大倭州橿原宮に帝位即す。

是の歳を天皇の元年と爲す、正妃を尊びて皇后となす、皇子神淳名川耳尊を立て、皇太子となす。

謹んで按ずるに、天皇即位の始めなり、初め天神磯敷盧島を以て國中の柱となし、國柱を分ち巡る、天孫、浮渚在平處に立ち宮殿を立つ、皆後世即位の意なり、洪濛の間悠久以て正を養ふ、帝明達大雄善く乾靈の志を繼ぎ善く皇孫の事を述べ、一たび戎衣して東方服す、故に人皇の洪基を建て即位の大禮を開く、蓋し即位とは何ぞや天子大寶の位に即くなり、人君天に繼ぎ極を建つ、萬國



以て朝し、元元以て仰ぎ、四海始めて天子の以て崇ぶべきを知り、明德を中州に明かにする義なり、即位の大禮は人君綱紀を其の始に正すなり、豈忽にすべけんや、是より代代の聖主各々此の儀を正殿に行ひ、大臣左右に扶翼し、百官圍護して以て天儀を拜し奉る、外國の所謂る正月元日、舜文祖に格るといふこと是なり、元は始なり本なり、元年は即位の初年なり、其の根本を此に深うして傾かず、抜けざるの謂なり、皇后を立つるは男女の別を正し、嫡媵の辨を明にし、廢奪の失を懲すなり、太

子を建るは父子の親を著し、嫡庶の分を嚴にし、宗廟の統を固うするなり、故に人君即位の禮を嚴にし、而る後天下の君臣其の分定まる、后妃の道を重んじて、而る後天下の男女其の別正し、建立の法を定めて而る後天下の父子親しむ、三の者は人の大倫なり、三綱立ち行はる時は、身修り家齊ひ、治平の功坐ながら以て之を俟つべし、帝皇極を人皇の始に建て、規模を萬世の上に定む。而して中國明かに三綱の遺るべからざるを知る。故に皇統一たび立ちて億萬世之に襲て變せず、天下皆正朔を受



けて其時を貳にせず、萬國王命を稟けて其俗を異にせず  
 三綱終に沈淪せず、徳化塗炭に陥らず、異域の外國豈企  
 望すべけんや、夫れ外朝姓を易ふること殆んど三十姓、  
 戎狄入りて王たる者數世、春秋二百四十餘年、臣子其の  
 國君を弑する者二十又五。況んや其の先後の亂臣賊子枚  
 擧すべからず、朝鮮は箕子命を受けて以後、姓を易ふる  
 こと四氏、其の國を滅して或は郡縣となし、或は高氏滅  
 絶凡そ二世、彼李氏二十八年の間、王を弑する者四、況  
 んや其の先後の亂逆禽獸の相殘ふに異ならず、唯中國

開闢より人皇に至るまで二百萬歲に垂とし、人皇より今  
 日に至るまで二千三百歲を過ぐるも、天神の皇統竟に違  
 はず、其の間弑逆の亂屈指して之を數ふべからず、況ん  
 や外國の賊竟に吾が邊藩を窺ふを得ざるをや。後白河帝  
 の後、武家權を執つて、既に五百又餘年其の間未だ嘗て  
 利層長距以て場を擅にするを得て、冠猴封豕火を秋蓬  
 に縦つの類なきにしもあらず、而も猶王室を貴んで君臣  
 の儀を存す、是れ天神、人皇の知徳縣象著明にして、世  
 を没するまで忘るべからざればなり。其の過化の功、綱



紀きの分ぶん、然しかく悠ゆう久きうに、然しかく無む窮きゆうなるは至し誠せいより流りゅう出しゅつすれ  
 ばなり、三さん綱かう既してに立たたば則すなはち條じょう目めの著あるなる、治ち世せいの極きよく致ち  
 にあり、凡おほそ八はち紘かうの大おほなる外ぐわい國こくの汎ひらき、中ちゆう州しゅうに如ごとくはな  
 し、皇かう綱かうの化くわ、文ぶん武ぶの功こう、其その至し德とく豈あ大おほならずや。  
 以上いじやうは皇かう統とうの無む窮きゆうを論ろんず、謹つしんで按あんずるに、天あめ下のしたは神しん  
 器きにして人じん君くんは人じん物ぶつの命めいを繫かく、其その與よ授じゆの間あひだ豈あ一ひと人  
 の私わたくしを存ぞんせんや、皇かう統とうの初はじめ、天あめ神しん以よて授さづけ、天あめ孫みま以よて  
 受うく、然しからば其その知ち德とく天ち地ちに愧はぢらずして而しかして後のち神しん器き  
 の與よ授じゆを謂いふべきなり、凡おほそ天あめ言ごはず、人ひと代かりて之これを

言いふ。天あめ下のしたの人ひと仰あぎ歸かへすれば則すなはち天あめ之これに命めいせるなり、  
 天あめ下のしたの歸かへ仰あする所ところ更さらに他ほかならず、唯ただ天あめ祖おや眷けん眷けんの命めいにあ  
 るのみ。

神しん 器き 章しやう

伊い弉さ諾のく尊のん、伊い弉さ冊さく尊のん、天あま浮う橋はしの上うへに立たち、共ともに計はかつて曰いはく、  
 底そこ下のしたに豈あに國くになからんや、廼すなはち、天あま瓊じゆう矛ぼうを以もつて指さし下おろして之これを探さぐ  
 る、是こゝに滄あ溟まつを獲とたり。其その矛ぼう鋒ほうより滴した瀝いる潮うしほ凝こりて一ひとの島しま  
 と成なる、之これを名なづけて磤せう馭ご盧ろ島しまと曰いふ。



一書に云ふ、天祖伊弉諾、伊弉册二尊に詔して曰く、葦原千五百秋瑞穂之地あり、汝往いて之を脩すべしと、則ち天瓊矛を賜ふ。

一書に云ふ、天照太神、高皇産靈尊、仍つて相謂つて、三種の神寶を以て、皇孫に授け賜ひ、永く天璽となす、矛玉自ら従ふ。

一書に云ふ、豊葦原千五百秋之瑞穂國は大八州未だ生らざる以前既に其の名あり、名字ありと雖へども而も形相なし強て其の形を字りて天瓊矛となせるなり、大八州國は即ち

瓊矛の成るところ其の中心を號けて大日本日高見と曰ふ。

謹んで按ずるに、神代の靈器一ならず、而して天祖、二神に授くるに、瓊矛を以てし任ずるに開基を以てす、瓊

は玉にして矛は兵器なり、矛と玉とを以てするは、聖武にして殺さるるなり。蓋し草昧の時、暴邪を撥平げ、殘賊を驅去するは、武威にあらざれば終に得べからず、故に天孫の降臨にも亦矛玉自ら従ふなり、凡そ中國の威武、外朝及び諸夷竟に之を企望すべからざるは尤も由あるなり。



天孫天降る時、天照太神乃ち八坂瓊曲玉、及び八咫鏡、草薙劍三種の寶物を賜ふ。

一書に云ふ、天祖天照太神、高皇產靈尊、乃ち相語つて曰く、夫れ葦原瑞穗國は吾が子孫王たるべきの地なりと即ち八咫鏡及び草薙劍二種の神寶を以て皇孫に授け賜ひて、永く天璽となす、矛玉自ら從ふ。

謹んで按ずるに、是れ皇代受授の三種の神器なり、蓋し八坂瓊曲玉は櫛明玉命の造れる瑞玉なり、八咫鏡は石凝姥神の鑄れる靈鏡なり、草薙劍は大蛇の尾にありし寶劍

なり、共に此の國に大功あり、而して玉は以て温仁の徳を表すべく、鏡は以て致格の知を表すべく、劍は以て決斷の勇を表すべし、其の象る所其の形する所皆天神の至誠なり、此の時未だ嘗て三徳の名あらずして自ら其名義を存するのみにあらず、又此の靈器の相備はるあり、唯此の靈器あるのみにあらず、又此の靈器の成功あり、最も畏きの甚しきものなり。竊に按ずるに、三器は天神の功器にして、三徳の全備せるものなり、聖主此を用ひて内は其の睿心を鑒み、外は其の治教を制し給ふ。是乃



ち神代の遺勅ならん、若し専ら三器を擁して内に正しからざれば則ち虚器にして靈用なし、若し唯性心のみを弄びて外を知らずんば則ち空を雕て神器を無するなり、凡そ外朝、夏に九鼎あり、殷周相傳ふ、秦は卞玉を刻して以て國璽となし、漢は斬蛇の劔を以て傳國の寶となす、後世明堂に坐し、傳國の璽を執り、九鼎を列ぬるを以て天下の三器となす、中朝の神器に比すれば、日を同うして之を語るべからざるなり、況んや赤刀、大訓、弘璧、琬琰の屬は唯宗器のみ、蓋し皇統の受授は必ず三神器を

以てして、寶祚の永久なるを期し、傳國の信誠を表し、聖主必ず殿を全くし、床を共にし、以て治平の道を崇ぶ中洲の渾厚なる、系連綿邈の無窮なる皆神聖の致すところなり。

天照太神手に寶鏡を持ち天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰く、吾が兒此の寶鏡を視まさんこと、猶吾を視るが如くし、與に床を全くし、殿を共にし以て齋鏡となすべしと。

一書に曰く、日神天石窟に入ませし時、思兼神の議に従ひ、石凝姥神をして日像の鏡を鑄らしむ、初度鑄るとこ



ろ少か意に合はず、次度に鑄るところ其の状美麗なり是  
伊勢の太  
神なり

一書に云ふ、乃ち鏡作部の遠祖天糠戸命をして鏡を  
作らしむ、日神磐戸を開きて出づ、此の時鏡を以て其の石  
窟に入れつれば戸に觸れて少しく瑕けり、其の瑕今に猶存  
す、此れ即ち伊勢に崇祕る太神なり。

謹んで按ずるに、神代の靈器一ならず、而して天祖唯  
三種の神寶を以て天孫の表物となす、太神唯り寶鏡を以  
て神勅を詳かにする此の如し、蓋し鏡は本明なるべ

きの象あり、之を琢ぎ之を磨きて息まざれば、日に新に  
して暗からず、襲藏深祕して以て顧みざれば、日に暗く  
して新ならず、猶人君の明なるべき質ありて、之を致し  
之を盡して止まざれば、其の知日に新に、威を高くし下  
を遠げ以て規らざれば其の徳正しからざるが如し。夫れ  
人君の道、要は其の知を明かにするにあり、其知明かな  
らざれば、則ち寛仁と云ひ、果斷と云ふも、共に其の節  
に中らず、知至りて而る後徳と云ひ、勇と云ひ以て之を  
行ふべし、古より人君を稱するに明暗を以てす、其の寄



重おもい哉や、大神手おほんかみてに寶鏡ほうきやうを持ち、別わかに神勅しんちやくを示し、以もつて床ゆかを同おなくし、殿あらかを共どもにす、是これ乃すなはち日ひに新あらたに、日ひに疆つとめて以もつて息やむことなきの實じつなり、治教ちけうの義ぎ大おほなる哉や、凡おほく二神ふたはしる既に白銅すずみの鏡かみを以もつてし、太神おほんかみ伊勢州せのくにに鎮坐ましまし給たまふも亦鏡またきやう劍けん惟ただれ從したがふは則すなはち乾靈あめのかみおほんかみ太神しりあたまの神慮しんりよ唯寶鏡ほうきやうのみ耳みみ。其そのの重おもきこと劍けん聖せいの類るゐにあらず、故ゆゑに代代よゝゝの聖主きみ旦暮あけくれ賢かしこ所ところを敬けい拜はいするを、事こととなすは是これ乃すなはち神勅しんちやくに因よるなり。

崇神帝すじんていの六年むね、百姓しやうしやう流離すらひて或あるは背叛そかくものあり、其そのの勢いきほひ徳とくを以もつて之これを治をさめ難がたし、是これを以もつて晨あしたに興おこき夕ゆふまで惕おそれ、罪つみを神

祇ぎに請こふ、是これより先さき、天照太神あまてらすおほんかみ和大國魂おほくにみたまのたまはしら二神ふたはし天皇ひつぎの大おほ殿あらかの内うちに並祭いばひまつる、然しかして其そのの神かみの勢いきほひを畏おそれて、共ともに住すむことを安やすんせず、故ゆゑに天照太神あまてらすおほんかみを以もつて豊鍬入姫命とよくさいりひめのみことに託たくし倭やまと笠縫邑かさぬいりむらに祭まつる、仍なほつて磯堅城神籬いそかたきうひもろぎを立たつ、亦また日本大國魂神やまとのたまはしらを以もつて淳名城入姫命あききいりひめのみことに託たくして祭まつらしむ、然しかるに淳名城入姫髮落あききいりひめやせ體瘦かぢて祭まつる能あたはず。

一書あるかみに曰いはく、神武帝じんむていの時とき、天富命あかどりのみこと諸しよの齋部いんべを率ひきゐ、天あま聖鏡しろしきやうけん劍けんを捧持ほうぢし正殿みあらかに奉安たてまつる、此この時ときに當あたりて、帝きみと神かみと其そのの際きわ未まだ遠とほからず、殿あらかを同おなくし床ゆかを共どもにし、此これを以もつて常



となす、故に神物と宮物と亦未だ分別せず、宮内に藏を立て、齋藏と號す、齋部氏をして永く其の職に任せしむ、磯城瑞垣の朝に至り、漸く神威を畏れて、殿を同くすること安からず、故に更に齋部氏をして石凝姥神の裔、天目一箇神の裔二氏を率ゐ更に鏡を鑄、劍を造らしめ、以て護身の御璽となす、是れ今踐祚之日に獻する所の神璽、鏡、劍なり、仍りて倭笠縫邑に就て、殊に磯城神籬を立つて、天照太神及び草薙劍を遷し奉り、皇女豐鍬入姫命をして奉齋らしむ。

一書に曰く、神武天皇都を大和國橿原に定むる時、天照太神の御靈八咫鏡及び草薙劍を以て、大殿に安置し、床を同くして坐すこと往古の神勅の如くにして、皇居と神宮と差別無く、宮中に庫藏を立て、之を齋藏と云ふ、宮物と神物と分なし。

一書に曰く、崇神帝漸く神威を畏れ、鏡作石凝姥神の孫に勅して、鏡を改鑄し、天目一箇神の孫に劍を改造せしめ此の二種の寶を大和宇陀郡に移して以て護身となして同殿に置く、其の上古より傳ふる神鏡及び靈劍は即ち皇女豐鍬



入姫いりひめに附つけ、神籬ひをろすを大和笠縫邑やまとのかさぬいのからに立たて以もつて之これを祭まつる、茲これより神宮しんぐうと皇居くわうきよと差別さぶらあり。

一書あるやまに曰いはく、纏向日代まきむくのひしろの朝あそに至いたり、日本武尊やまとたけるのみことをして東夷あづまのひたを征討せいばつせしむ、仍たつて道みちを枉まひて伊勢神宮いせしんぐうに詣まうでて辭見すかりまをす、倭姫命やまとひめのみこと草薙くさなぎのつるぎ劔つるぎを以もつて日本武尊やまとたけるのみことに授さづけて教をしへて曰いはく、慎つしんで怠おこたる勿なかれと、日本武尊やまとたけるのみこと既に東虜あづまのひなを平たひらげ、還かへりて尾張國はりのくにに至いたり、宮簀媛みやすのひめを納いれ淹留あかくとまりて月つきを躑こゆ、劔つるぎを解ときて宅たくに置おき、徒行かぢよりして膽吹山いぶきやまに登のぼり、毒どくに中あたりて薨かんりましぬ、其その草薙くさなぎのつるぎ劔つるぎは今尾張國熱田宮いまはりのくにあつたのみやにあり。

謹つしんで按あんずるに、是これ神器しんきを別所べつしよに置おくの始はじめなり、天あま孫みまより、今いまに至いたるまで神勅しんちやくに任まかせ、床ゆかを同おなくし殿あらかを共ともにす、天下てんかの承平しょうへい久ひさうして、萬機ばんきの政令せいれい繁しげし、神人しんじんの間あひだ數かずすれば瀆けがる、帝敬きみがいして之これを遠とほく、故ゆゑに靈様れいやうに模まし、諸これを温明殿をんめい殿に安置あんちし、神器しんきを別處べつしよに崇たつとび奉まうるも亦また時宜じよの節せきにして、神人しんじん相去あひさるの機きなり、蓋けだし帝鏡劔きみきやうけんを改模かいまして璽しを留とどめ、神劔しんけんを以もつて日本武尊やまとたけるのみことに與あたへて鏡かみを留とどむ、然しからば乃すなはち寶鏡ほうきやうは神かみの全體ぜんたいにして、神璽かみしるしは人君じんくんの體たいとする所ところ、寶劔ほうけんは人臣じんくの司つかさどる所ところなり、三般さんぱんの神器しんき其その德明とくあきらかなる哉かな



凡そ神は鏡なり、神をカミといふは鏡カカミの中カを略したるもの  
 ミと云ふ故に天孫の後天照太神と稱し奉るは皆寶鏡なり、  
 是れ吾か兒此の寶鏡を視まさんこと猶吾を視る如くなる  
 べしとの神勅に因るなり、然らば乃ち人君日に疆めて息  
 まざれば、君子の道長じ、小人の道消ゆ、是れ善く神を  
 敬し、常に神を視るの實なり、而して寛仁の量を體し、  
 親を親とし、賢を賢とすれば、靈璽の徳日に以て厚し、  
 人臣四海の柄を執り、善く人情に通じ、淹滞を明かにし  
 禮を立て政を正さば、寶劍の靈威中らざる所なし、而し

後君臣相因り天下の化行はれて三器の用虚しからず。  
 以上は寶器の實を論せるなり、謹んで按ずるに、事有  
 れば物あり、物は乃ち器なり、以て其の用を利し、以  
 て其の誠を通ず、故に物あれば必ず則あり、衣食の物  
 たる、家宅用器の制たる、金玉の財、文武の器、各々其  
 の禮あり、器ありて而して其の用通せず、其の制正し  
 からざれば、君子與せず、況んや寶器をや、夫れ一人  
 の私器、一事の利物は實にあらす、神と曰ひ寶と曰ふ  
 は天下の大器なり、萬民の利用なり、神聖の靈器なり



古今の法器なり、而る後天子以て敬すべく、天下由りて治むべし、三器は神なり寶なり、併せ案すべし、蓋し上古其の人を賀し、其徳を稱し、其の威を示すに必ず玉劔鏡を以てす、仲哀帝征西の時、筑紫伊都の縣主五十述手、賢木に三器を掛け穴門の引島に參迎へ、因つて奏言す、天皇八咫瓊の勾れるが如く曲妙御宇めせ且つ白銅鏡の如く、以て分明に、山川海原を看行はせ乃ち是の十握劔を握けて天下を平げよと、又日本武尊東を征するにも、大鏡を王船に懸く、是乃ち往古

の遺訓なり。

神教章

伊弉諾尊、伊弉册尊、磯馭麻鳥を以て國中の柱となす、而して陽神左より旋り、陰神右より旋る、國柱を分ち巡りて同じく一面に會ふ、時に陰神先づ唱へて曰く、喜哉可美少男に遇ふと、陽神悦びずして曰く、吾は是れ男子なり、理當に先唱ふべきなり、如何ぞ婦人反つて先言ふや、事既に不祥宜しく以て改め旋るべしと、是に於て二神却つて更に相遇



ふ。

謹んで按ずるに、是れ天神教學の義なり、陰陽唱和の道は天地至誠の實なり、凡そ天に中道あり、是を天の經となす、日此に左旋し、月此に右旋す、二十有九日有奇にして日月相會し以て一月となす、月は日に及ばざること常に十有二度有奇是れ陰陽の道なり、陰神先唱へて、陽神以て之に教へ、陰神過を改む、其の教學の義甚だ明かなり、天地の間、陰陽に外ならず、人倫の大綱、端を夫婦に造す、陰陽和して萬物育し、夫婦別ありて五典秩づ

萬化の本、一に此に原く。陽徳は天に合し、陰静は地に配す、而して後神子生れて以て宇宙を主るべく、以て宗廟を承くべし、夫れ二神此の禮を正し、萬福の原を教示し給へども、猶選立の道を失ひ、狡媚の寵を蕩し適賸の辨を失ひ、宮闈政に預り、外家權を擅にす、正始の道、王化の基、其の繋る所大なる哉。

二神素戔鳴尊に勅して曰く、汝甚だ無道し、以て宇宙に君臨すべからず、當に根國に適るべしと、遂に逐ひ給ひき。

一書に曰く、日月既に生まして、次に姪兒を生む、此の兒



年三歲に滿つるも脚尙立たず、初め二神柱を巡る時、陰神先喜言を發げて、既に陰陽の理に違へり、所以に今姪兒を生めるなりと。

謹んで按ずるに、二神建立の謀を嚴にし、諭教の法を正うすること、此の如し、無道不<sub>レ</sub>可以<sub>レ</sub>君臨宇宙の九字は萬世太子を建つるの教戒なり、宇宙の洪き、人物の衆き、人君に因りて其の性を盡すことを得、人君正からざれば政禮中らず、政禮中らざれば人民手足を措く所なし、品物夭折し、災害並び臻る、所謂道は人物由つて

行ふ所の名なり、人物由つて行ふべからざれば、善と雖へとも徴なくして尊からず、人君此の道に由つて宇宙を御めさざれば、人君にあらず、故に今無道といふは、此の神を戒め、之て後世に垂るるなり、蓋し太子を建つるは宗廟社稷を重ずる所以にして、天下の大義なり、唯子孫の愛寵を思ひて天下を忘れ、天下の大寶を謀りて教諭を失ふは、二神の天下を公にするの心にあらず。此を以て之を戒むれども、猶嫡庶の分を失ひ、廢奪の用を逞らし、好惡の私に従ふことあり、噫神の一言至れり盡く



せり、外朝の聖賢世子建論の原、千差萬別なるも亦、道  
 と道なきとにあるのみ、此に至つて此の道を言ふは、是  
 乃ち聖神教學の實にして、後世由つて行ふ所なり、況ん  
 や陰陽の理に違ひ、以て姪兒を生む、是れ天神胎教の戒  
 なるをや。

天照太神 天石窟に入り磐戸を閉して幽居ます、故に六合の  
 内常闇にして晝夜の相代るわきも知らず、時に八十萬神  
 天安河邊に會合て其の禱るべき方を計る、故れ思兼神深く謀  
 り、遠く慮りて遂に常世の長鳴鶏を聚めて互に長鳴せしむ。

亦手力雄命を以て磐戸の側に立てて、中臣連遠祖天兒屋  
 命、忌部遠祖太玉命、天香山の五百箇の眞坂樹を搦にし  
 て、上枝に八坂瓊の御統を懸け、中枝に八咫鏡を掛け、下枝  
 に青和幣、白和幣を懸け、相與に其の祈禱を致す。又猿女君  
 遠祖天鈿女命は手に茅纏の稍を持ち、天石窟戸の前に立た  
 して、巧に作俳優す。

謹んで按ずるに、是れ神代思學の義なり、初め二神共に  
 議るありと雖へども、未だ然く詳かなるに及ばず、凡そ  
 學は思に成り、思は學に審なり、蓋し思兼神は神代の



思學睿聖の神ならん、思は兼ねぬるにあり、兼ねざれば、  
 思ひ臆説あり、然らば乃ち思は内に其の知慮を致め、兼  
 ぬることは外に其の事物を盡す、宜なる哉、天安河邊の  
 謀其の道を得て、天神其の初に復り給ふ、萬億世に其  
 幸を被る、此れ斯の民の直道なること、一に思兼神に在  
 り、噫深い哉此の謀、遠い哉其の慮、天兒屋命、太  
 玉命の寛仁なる、手力雄神、天鈿女命の勇略なる、  
 其の懸けたる靈聖寶鏡、其の持ちたる茅纒矛、其の賦  
 樂の悠然たる、事物茲に善盡し、美盡せり、神何ぞ其の

初に復り給はざらんや、今竊に神代の説に因り、以て聖  
 學の道を演ぶるも亦之に外ならず、夫れ人の人たる、思  
 はず學ばざれば、禽獸に異ならず、思ひ學ばずして自ら  
 足れりとなすは、猶闇室に物を求むるに、手足亦措く所  
 なきが如し。況んや事物をや、今其の道を修めんと欲せ  
 ば、先之を思ふにあり、之を思ふは之を兼ねぬるにあり、  
 之を思ひ之を兼ねれば、則ち學習自ら存す、而も尙有  
 道に就きて以て之を正さずんばあらず、此の間力行あり  
 積累あり、近く本くあり、遠く徴るあり、諸を天地に建



て、諸を鬼神に質すことあり、或は以て説び、或は以て  
 樂む、而る後に惺惺明明として通せざるなく、教學竟に  
 倦厭せず、是乃ち天の行くこと健にして、懸象著明なる  
 なり、萬世の今此の一章を讀み、以て聖學の淵源は此の  
 神の道に始終するを知る、其れ誠の揜ふべからざること  
 此の如し。

皇祖高皇產靈尊、皇孫を葦原中國の主となさんと欲す。故  
 れ高皇產靈尊八十諸神を召集へ、之れに問ふて曰く、吾れ葦  
 原中國の邪鬼を撥平げんと欲す、當に誰者を遣さば宜げん

惟くは爾諸神、知る所を隠す勿れと、僉曰く、天穗日命は  
 是神の傑者なり、試みざるべけんやと、是に於て俯して衆  
 の言に順ひ、即ち天穗日命を以て往て平げしむ、然れども此  
 の神大已貴神に倂り媚び、三年に及るまで報聞さず、故れ  
 高皇產靈尊更に諸神を會へて、遣すべき者を問ふ、僉曰く  
 天國玉の子天稚彦是れ壯士なり、宜しく試るべしと、是に於  
 て高皇產靈尊、天稚彦に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜ひ以て之  
 を遣す、此の神も亦忠誠ならず、是の後に高皇產靈尊更に諸  
 神を會へて葦原中國に遣すべき者を選ぶ、僉曰く、徑事



主神是れ佳けん、遂に武甕槌神を以て經津主神に配へて、  
葦原中國を平げしむ。

一書に曰く、天稚彥報命さす、故れ天照太神乃ち思兼  
神を召し其の來らざる狀を問ふ。

謹んで按ずるに、是れ天神問學の義なり、人必ず長あり  
短あり、問ふて其の情を盡し、各々其の至善に止まれば  
天の美之に歸す、若し己に従ひ欲を縱にし短を護り、  
言を塞ぎ或は問ふも其の兩端を盡さざれば、唯虚しく問  
ふのみ、問を好むの道大なる哉、夫れ乾坤の靈を以て問

を好む、遂に大功を成すを得、其の問の審なる、其の  
俯して衆言に順ふ、後の聖主諫を求め直言を納るの戒め  
至れり、蓋し人君九重の深に位し、億兆の上に立つ、特  
に雷霆の威のみにあらず、特に萬鈞の勢のみにあらず、  
前に龍喉の鱗あり、後に鼎鑊の責あり、言はず、威ずし  
て、人民先づ懼栗す、況んや短を護り諫を拒ぎ、嚴肅威  
猛を以てせば、言路何ぞ通せんや、抑々冕旒連結セルモノ  
目を蔽ひ、黠續耳を塞ぎ、出ては警し、入ては蹕するを  
や、故に人に假すに顔色を以てして其の諫を導き、己を



虚うして以て之を採納し、其の言を待ちて奨進激勸し、  
 天下の善を來すは、人君の徳なり、外朝の聖主も亦事に  
 斯に従ふ、帝堯は咨若ひ、帝舜は問を好みて四目を明か  
 にし四聰を達し、禹は昌言を拜し、湯は坐して旦を待つ  
 周は三王を思ひ兼ね、善く萬化を経綸す、并せ按すべし  
 凡そ草昧の始め、軍機の要、君臣詳に議ると雖へども  
 思慮の失、舉措の間未だ嘗て其の過なくんばあらず、天  
 すら既に然り、後世豈之を容易せんや、其の誠を遺示  
 する所、亦明かならずや。

天照太神、手に寶鏡を持ち、天忍穗耳尊に授け祝ぎて曰く  
 吾が兒此の寶鏡を視まさんこと當に吾を視るが如くし、與に  
 床を全くし殿を共にし、以て齋鏡となすべしと。

先人曰く、往古の神勅なり。

謹んで按ずるに、是れ往古の神勅なり、當猶視吾の  
 四字は乃ち天祖皇孫傳授の天教にして、千萬世皇統謹  
 守の顧命なり、其の言簡にして其の旨遠し、堯舜禹の十  
 六字と雖へども豈此に外んや、蓋し人の子恒に在すが如  
 き敬を存すれば、怠惰の氣終に張るべからず、或は始を



克して其の終を保たず、或は此に敬して彼に慢る者は日に遠かりて之を忘れ、欲に従ひて愼まざればなり、其の祖を祖とする者は其の下を下とす、未だ其の祖を遺れて其の民に親むもの有らざるなり、後の聖人は三年父の道を改むることなきを以て孝となす、亦可ならずや、凡そ其人を思ふは、猶其の樹を愛する如し、其の人を愛せば猶其の鳥に及ぶ如し、況んや杯圈をや、況んや其の書をや、況んや此の寶鏡をや、向つて其の形を視れば、明正無窮の象あり、切に其の道を脩むれば、日に彊めて息ま

ざるの誠あり、況んや日月と其の光を合せ、天地と其の道を明にするをや、況んや太神は乃ち是寶鏡なるをや、蓋し鏡の物たる、秋金の剛精を探り、以て銀錫の淬磨をかめ、遂に光彩の明を來す、是れ三徳惟成るにあらずや己を虚うして以て物を容れ、未だ來らざれば迎へず、既に往けるをば將らず掩へば藏れ、用ひれば見はる、之を照して藏すなく、之を明かにして私せず、磨涅して又磷緇せず、磨くも磷(ワスロ)がす、涅くも磷(ワスロ)がす、精練して悠久なり。之を用ゆるに道あり、數々弄すれば明察に過ぐ、久しく襲



へば銚澁を生ず、出るに時あり、入るに節あり、日に新にして息むなくんば、大に明鏡の實を得べし、凡そ天下の鏡皆然り、故に以て人君の存養、學者の省察をなすに足る、外朝の黄帝は神鏡を鑄、武王は鏡銘を作り、太宗は三鑑の戒を存し、玄宗は水心の鏡を異なりとす、并せ按すべし、而して太神の寶鏡は豈此等の屬ならんや、聖主は善く慎み以て神勅を護り、靈鏡の徳を宗とし給はば、則ち洋洋乎として神恒に存し、徳日に新にして、唯天威顔を違らず、食坐に羹牆を見るのみに非ざるなり。

譽田天皇の十五年秋八月丁卯の日、百濟王阿直岐を遣して良馬二匹を買がしむ、即ち輕坂上厩に養ふ、因て阿直岐を以て掌り飼はしむ、故に其の馬を養ふ處を號て厩坂といふ、阿直岐も亦能く經典を讀む、即ち太子菟道稚郎子焉を師とす、是に於て天皇阿直岐に問ひて曰く、如し汝に勝れる博士亦ありや、對へて曰く、王仁といふものあり、是れ秀れりと時に上毛君祖荒田別巫別を百濟に遣して王仁を徵す、其の阿直岐は阿直岐史の始祖なり。  
十六年春二月、王仁來れり、太子菟道稚郎子之を師とし、



諸の典籍を王仁に習ふ、通達せざるなし、故に所謂る王仁は是れ書首等の始祖なり。

百濟王眞道、上表の朝して曰く、眞道等の本系は百濟國貴湏王より出づ、貴湏王は百濟の始めて興るより第十六世の王なり、夫れ百濟の太祖都慕大王は日神の降靈、扶餘に奄りて國を開き、天帝錄を授け、諸韓を總べて王と稱す、降つて近背古王に及び、遙に聖化を慕ひ始めて貴國に聘す、是則ち神功の攝政の年なり、其の年應神天皇上毛野氏の遠祖荒田別に命じて、百濟に使はし、有識者を搜聘す、國主

貴湏王恭しく使の旨を奉じ、宗族を採擇し、其孫辰孫王を遣して使に隨ひて入朝せしむ、天皇嘉して、特に寵命を加へ、以て皇太子の師となす、是に於て始めて、書籍を傳へ、大に儒風を闡く、文教の興る、誠は是に在り、仁徳天皇辰孫王の長子阿郎王を以て近侍となす、桓武の朝、武生の連眞象等言く、漢高祖の後を鸞といふ、鸞の後王狗、轉じて百濟に至る、久素王の時、聖朝使を遣し文人を徵召かしむ、久素王即ち狗の孫王仁を以て貢す、是れ又武生等の祖なり。



謹んで按ずるに、是れ中國の外國の經典を學ぶ始なり、  
 學は己を脩め人を治むるを以て本となす。己を脩め人を  
 治むる道は人情事物に通せざれば即ち其の誠を得ず、夫  
 れ天神の生知なる通せざるなく、天祖の明鏡盡さるは  
 なし、故に神武帝洪基を建て、綏靖帝至孝にして、崇神  
 帝、日に一日よりも愼み、垂仁帝矯飾する所なく、景行  
 帝の雄謀なる、成務帝の兢惕なる皆是れ乾靈の正徳に  
 従ひ、大神の明教を釋ね、以て人物の情を詳かにし、  
 當世の急務を施し、天秩以て叙で、人物處を得、是乃ち

中州神聖の學原、往古に著明にして、萬世以て之に法る  
 に足れるなり、仲哀帝に及び、住吉大神、有寶國を賜ふ  
 神功帝とせるは大日本史よりなり、親しく三韓を征し、三韓  
 面縛して服従し、武徳を外國に輝す、是より三韓毎年  
 朝聘獻貢して船の楫を乾さず、故に外國の諸器及び經典  
 具らざるはなし、百濟王は懇款の餘り、博士女工等を買  
 す、此に於て中州始めて漢字を知る、應仁帝聖武にして  
 聰達、博く外國の事に通せんと欲し、王仁を徵し、典籍  
 を讀ましむ、太子之を師とし、以て能く漢籍に通達せり



凡そ外朝、三皇、五帝、禹、湯、文、武、周公、孔子の大聖も亦中州往古の神聖と其の揆を一にす、故に其の書を讀まば其の義通じ、間隔する所なし、其の趣向猶符節を合すが如し、採摭斟酌、則ち以て王化を補助するに足る。竊に按ずるに、魯田帝己を虚くして百濟の博士を徵すの後中國廣く外朝の典籍に通じ、聖賢の言行を知る、是乃ち住吉太神の賚なり。或人疑ふ、外朝は我に通せずして文物明かなり、我は外朝に因つて其の用を廣うす則ち外朝は我に優れるかど。愚按ずるに、否ず、開闢よ

り神聖の德行明教兼ね備はらざるなし、漢籍を知らずと雖へども亦更に一介の闕るなし、幸に外朝の事に通じ、其の長とする所を取り、以て王化を輔く、亦寛容ならずや、何ぞ唯に外朝のみならん、凡そ天下の間詳かに知り、並に畜へ、短を校べ、長を考へ、用を待ちて遺すことなく、事に従ひ是れ適くは、量の大なるなり、内外相持ち、人物以て成る、短を護り、外を拒ぐが若きは、君子の爲す所にあらず、況んや外朝我と其の致を一にし、其の歴世尤も久しく、其の封域太だ廣く、其の人物の衆



多なる、政事の損益ある、共に以て之を觀るに足らん、是れ中州の八紘に冠たる所以なり、後世勘合(ワリフ)絶えて鄰交の好を脩めざるも、亦我れ足らざるなし、并せ考ふべきなり。或人疑ふ、王仁徳高く、且つ毛詩を善す、故に難波津の詠をつくり、遂に以て仁徳帝の聖を成せりと。愚按するに、否、王仁は漢籍に通ずる博士なり、此の時未だ漢字に通せず、故に端を彼に造せるのみ、後阿知使主と王仁とをして官物の出納を記さしむ。則ち其の職掌知るべきなり。

難波帝は謹徳寛仁の明主にして、時に遺賢なく、朝に謬擧なし、古今以て、聖帝となし、王仁の才徳國史に著はれず、食祿唯文首たるは耻づべき至りなり、俗學末儒中國を蔑して、以て外邦を信ず、是れ耳を貴びて目を賤むの徒にして、附益助長の弊なり。以上は教學の淵源を致む。謹んで按するに、學は効なり、其の不知不能を効すなり、近き者は見て之を知り、遠き者は聞て之を知る、人生れて幼孩より壯老に至るまで、未だ嘗て教學に由らずんばあらず、蓋し人の萬



物に長たるは知あればなり、知の靈たる、思ひて通せざるは無く、致めて盡さざるはなし、故に其の小人たるも、其の君子たるも、皆學の習ふ所に因る、夫れ火は燃ゆべき質あり、而も薪柴を用ひて加ふるに風を以てせざれば、其の威を長くする能はず、水は流るべき素あり、而も卑下に因つて以て疏導せざれば、其の源を深くするを得ず、或は之を暴し、或は之を鑿たば其の害人物に及ぶ、豈水火のみならん、學の人に於ける眞まざらんや、故れ天神の生知、動いて感じ、言ひて

通ずるが如きも、猶思兼議課の詳かなるあり、天孫の臨降に及んで、神勅の嚴なるあり、神器の常に守るべきあり、二神の以て輔養するあり、其の身を脩め人を治むるの道至れり盡せり、是れ後世聖教の淵源にあらずや、或人疑ふ、中朝は書史に乏しく、久しく學校進士の設を絶つ、故に人才未だ成るを得ずと。愚謂らく、神聖は見て之を知り給ふ、後世は聞いて之を知る、其の差謬せんことを恐れ、記録相續ぐ、其の筆削は聖人にあらざれば未だ臆説を免れず、編簡日に盛



んに、人書を以て學となし、聖教漸く隠れ、日用大に  
 晦く、其の端を異にして、其の白を堅にし、而して空  
 虚を彫り、氷水を刻む、況んや學校進士の設、其實を  
 得ざれば則ち詐偽を競ひ、利勢に趨るのみ、夫れ博識  
 を以てせば、則ち華夷の書を盡すとも、未だ多しとな  
 すべからず、能く其道に通ずれば則ち一言にても以て  
 少となすべからず、況んや史編の闕けざるをや。

神治章

天照太神皇孫に勅して曰く、葦原千五百秋之瑞穂國は、是  
 吾が子孫の王たるべき地なり、爾皇孫就いて治すべし、行け  
 寶祚の隆なること當に天壤と窮りなかるべしと。

一書に曰く、大己貴尊、少彥名命と力を戮せ、心を一に  
 し天下を經營る、嘗大己貴命、少彥名命に謂つて曰く、  
 吾等の造る所の國、豈善く之を成せりと謂はんや、少彥名  
 命對へて曰く、或は成せる所あり、或は成さざるところあ



りと、是の談や蓋し幽深の致あり、大已貴尊興言して曰く、夫れ葦原中國は本より荒茫たり、磐石草木に至るまで威能く強暴なり、然れども吾既に摧伏し、和順はざるなし、遂に因つて言はく、今此の國を理むる唯吾一身のみ其れ吾と共に天下を理むべき者、蓋し之れ有りやと、時に神光海を照し、忽然として浮び來る者あり、曰く、如し吾あらずんば汝何ぞ能く此の國を平げんや、吾あるの故に汝其の大造の績を建つるを得しなりと。是時、大已貴尊問ふて曰く、然らば汝は誰ぞや。對へて曰く、吾是れ汝の幸

魂奇魂なりと、大已貴尊曰く、然るか、廼ら汝は是れ吾の幸魂奇魂なるを知れり、今何處にか住らんと欲するや對へて曰く、吾は日本國の三諸山に住らんと欲すと、故れ即ち宮を彼處に營み、就て居まさしむ、此れ大三輪の神なり。

謹んで按ずるに、是れ天神治道の始なり、與天壤無窮の五字寶祚を祝ぎて、以て治平の道を盡せり、夫れ天地は至誠にして息むことなし、悠遠博厚にして、物を覆ひ物を載せ、而して其の無窮を得、君子は以て自ら彊め、



以て徳を厚うすれば往くとして利あらざるはなし、人君  
之を體して四海を御めせば萬國咸寧し、是れ天壤と窮り  
なき所以なり天道は盈るを缺さ地道は盈るを變じ、鬼神  
は盈るを害ひ人道は盈るを惡む、故に緩なれば必ず失ふ  
所あり、升りて已まざれば必ず困しむ、亨れば盡く、是  
れ謙徳は其の終を保つ所以なり、大已貴命、少彥名  
命と共に言ふ所のものは、謙は亨るの謂ならんか、然ら  
ば乃ち聖主乾坤の徳に法つて以て六龍に乗り、下濟の謙  
に居て、以て四海を御すれば則ち治教の道は天壤の窮り

無きに應ずるなり。

神武帝の己未の年春三月丁卯の日、令を下して曰く、我れ  
東征してより於是六年なり、皇天の威を頼りて、凶徒戮さ  
れぬ、邊土未だ清らず、餘妖尙梗れりと雖へども、中州の  
地に復風塵なし、誠に宜く皇都を恢廓き尤壯を規摹るべし、  
今運此の屯蒙に屬ひ、民心朴素なり、巢に棲み穴に住み、習  
俗惟常となれり、夫れ大人制を立て、義必ず時に隨ふ、苟  
も民を利するあらば、何ぞ聖の造に妨はん、且つ當に山林を  
披拂ひ、宮室を經營りて、恭々しく寶位に臨み、以て元元を



鎮むべし、上は則ち乾靈の國を授くるの徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ふの心を弘めん、然る後六合を兼ね、以て都を開き、八紘を掩ひて宇とせんこと亦可からずや。

謹んで按ずるに、是れ人皇中國を定め、極を建て、治道を詔りする始なり、大人とは聖人位に居るの稱なり、制とは禮樂刑政の制なり、義とは、損益沿革其の道を品節するなり、民を利するとは、人民其の樂を樂み、其の利を利とするなり、聖造とは、天祖皇孫の建つる所の道なり、蓋し天下の治は必ず時あり、時を知らざるは、大

人の道にあらず、天祖皇孫永悠の際、土中既に定り、天下大に造ると雖へども、運洪荒にあつて、唯正を西偏に養ひ、以て皇系嗣興の時を待つのみなりき。帝勃起して之を経綸し初めて中州を制す、此時に當りて、義必ず時に隨ふにあらざれば、急務の實を得ず、故に詔を下して寶位に臨む、時に隨ふの義大なる哉、帝常に國を授け正を養ふの志に拳々たり、民の心を以て心となす是乃ち民の父母たるなり、萬世此の聖詔を以て制を立てなば、乃ち天下の蒼生を謬らざるなり。



崇神帝の四年冬十月壬午の日、詔して曰く、是我が皇祖  
 諸天皇等の宸極を光臨すは、豈一身の爲ならんや、蓋  
 し人神を司收て天下を経綸ふ所以なり、故に能く世々立功  
 を闡き、時に至徳を流く、今朕大運を奉承り、黎元を愛  
 育ふ、何かしてか皇祖の跡に聿遵ひ、永く窮りなき祚を保た  
 ん、其れ群卿百寮爾の忠貞を竭して、並に天下を安  
 せんこと亦可からずや。

謹んで按ずるに、人君大寶を私すれば、天必ず與せず、  
 故に災害并に起る、帝天下を公にするの詔は、無窮

の祚因つて成る所以なり、大寶を私する故に群臣に議ら  
 ず。天下を公にする故に、爾の忠貞を共にす。大なる  
 哉、帝の徳、宜なる哉、外朝の朝貢する、蓋し人君の治  
 道は公私の間にあり、苟も富貴を以て一身に奉ずれば、  
 佞臣進みて賢良日に疏し、貴きこと天子となり、富四海  
 を有ち、宴安其の心を狂はし、聲色其の耳目を聾聵す、  
 此に當りて、祖宗黎元の重きを顧みず、群臣諤諤の諫に  
 因らずんば殆んど茲間に卓爾たること難し、故に其の謬  
 は公私の毫差にあり、而して其の流は四海の困窮に至る



天祿の安危其の機微なる哉。

大物主神及び事代主神乃ち八十萬神を天高市に合へ、  
帥ゐて以て天に昇り、其の誠款の至りを陳す、高皇產靈尊、  
大物主神に勅して汝若し國神を以て妻となさば、吾猶汝に  
疏心あると謂はん、故れ今吾女三穗津姫を以て汝に配せて  
妻となす、宜しく八十萬神を領ゐて、永に皇孫の爲めに奉  
護れ、乃ち還り降らしむ。

謹んで按ずるに、是れ封建を命ずるの義なり、大物主神  
其の子一百八十一神あり、以て天下を經營し、百姓大に

其の恩賴を蒙り其の功甚だ大なり、天孫降臨の時、八十  
萬神を帥ゐて天に昇り、其の懇款を叩く、故に天  
神之を封建し、永く皇孫の藩屏となし、以て皇家を奉護  
れり、是より大神又大和三輪の孫大に此の國に盛なり。  
景行帝の四年、七十餘の子國郡に封して、各々其國に如く、  
故に今の時に當りて諸國の別と謂ふは即ち其の別王の苗裔な  
り。

五十五年春二月壬戌の日、彥狹島王を以て東山道十五國の  
都督に拜け給ふ、是れ豊城命の孫なり、然れども早く世りぬ



五十六年秋八月、御諸別王に詔して曰く、汝の父彦狹島王任所に向ふことを得ずして早く薨りぬ、故れ汝専ら東國を領めよ、是を以て御諸別王、天皇の命を承け、且つ父の業を成さんと欲し行いて治めて早く善政を得、是を以て東の方久しく無事なり、是に由つて其の子孫今に至るまで東國にあり。

謹んで按ずるに、是れ人皇封建の始なり、宗子を封建し以て王室を護るは治道の要なり、彦狹島王東山道都督に拜するは、乃ち東方の伯なり、此の時封建方伯の制あり。

て、以て中國を藩屏持維するなり。

成務帝の四年春二月丙寅の朔、詔して曰く、先皇大足彦天皇、聰明神武、録に膺りて圖を受け、天を治め人に順ひ、賊を撥ひ、正に反り、徳覆燾るに伴しく、道造化に協ふ是を以て普天率土王臣はざるはなし稟氣懷靈何か安らざらん今朕寶祚を嗣踐み、夙夜に兢惕る、然れども黎元蠢爾の如くにして、野心を悛めず、是れ國郡に君長なく、縣邑に首渠たる者なければなり、今より以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置く、即ち當國の幹了者を取り其の國郡の首長に任



よ、是を中區の藩屏となせ。

五年秋九月、諸國に令して、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置かしむ、並に楯矛を賜ひて以て表となす、則ち山河を隔して國縣を分ち、阡陌に隨つて邑里を定む、因て東西を以て日縦となし、南北を日横となす、山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ、是を以て百姓安居し天下無事なり。

先人曰く、國造は即ち國司の名、後に改めて守と云ふ、聖武天皇の天平寶字二年諸國の司に勅して、四箇年を以て任の限となす、寶龜十一年、太宰府に勅して任限を五箇年

となす。

謹んで按ずるに、是れ天下を郡縣となす始なり、帝に至りて始めて封境を定め、國郡を制し、造長を立て、稻置を置く、是れ乃ち郡縣の制なり、是より歷代因循して、國ごとに守、介、掾目及び郡司、大領、少領、主帳等あり、邊要の地に帥、大少貳、監、典、將軍、軍監、軍曹、按察等あり、任限を以て考課す、公文を勘へて黜陟す、終に王室に封建の義なし、夫れ封建は侯王を天下に封じ、以て王家の藩屏となし、巡狩述職の禮を行ひ



朝覲會同の儀をなすなり、郡縣は侯公を邦國に封せず、國郡の司を立て、任限を以て交替し、租税を以て公廩に收め、諸子功臣に分賜するなり。竊に按ずるに、天下を平かにせんと欲すれば、先其の國を治む、其の國を治めんと欲すれば、先其の家を齊ふ、家々聚りて邑縣となり邑縣聚りて郡となり、郡聚りて國となる、天下は郡の大集せるなり、故に封建は郡縣とは天下の治法なり、聖人の天下を治むるや、其の勢を量つて其の制を立て、其の義に随つて其の禮を詳かにす、封建も亦之を得、郡縣

も亦之を得。暗主の天下に於けるや、之に反す、故に封建も亦之を失し、郡縣も亦之を失す、然して、其の法未だ嘗て不可なくんばあらず。愚謂へらく、封建は天下を公にするが如くにして、天下を私す、王侯を世にするが如くにして、王侯を害し、百姓を利するが如くにして百姓を毒し、王室を護るが如くにして王室に敵す、上は政令の正しきありと雖へども、下は必ず跋扈の志を存す、是悉く其の人を得べからず、一たび之を封すれば天子も速に之を變ずるを得ず、執政も直に之を規すこと



を得ず、郡縣の如きは是に異なり、任限あり、交替あり  
 黜陟あり、輔佐あり、監察あり、其の任を移し易く、其  
 の過を規し易し、上に政教の化なしと雖へども、下に尾  
 大にして掉はざるの失なし、故に人を選んで以て任ず、  
 是れ天下を公にするなり、王公坐ながら其の祿を食み、  
 自ら險に據るの暴なし、是れ王公を世にするなり、罪  
 を恐れて欲を逞しうせず、遷すことを志して吏務を勵ま  
 す、是れ百姓を利するなり、土地辟け、人民庶く、是れ  
 王室を護るなり、二者の不可此の如し、而して之を行

ふは天下の勢にあり、中國草昧の時、民各々聚結凌轢し  
 或は其の勇悍を恐れ、或は其の姦計に服し、或は其の惠  
 施に懐き、以て之に屬して其の黨を立て、自ら封境を定  
 め、相屯まる既に久し、天孫降臨も亦民を易へずして治  
 む、故に八十萬神を封建す、是れ已むを得ざるの勢な  
 り、其の後子孫漸く微にして、帝郡縣の制を行ふを得る  
 は是乃ち天下の勢なり、凡そ封建一たび行るれば、郡  
 縣となすこと難し、當時郡縣大に行はれ、王統連綿し、  
 公室絶へず、并せ按ずべし、蓋し外朝の制を考ふるに、



上古より三王に至るまで皆封建を以てす、郡縣は暴秦の定むる所、李斯の奏する所なり、魏の曹元首、晉の陸士衡は封建を是なりとし、唐の李百藥、柳宗元は郡縣を是なりとす、二説の可否、諸儒一決せず。然れども、封建を以て天下を公にすとなし、郡縣を以て天下を私すとす、且つ暴主之を定めて、二世にして滅るを以て、凶例となす、今按ずるに、郡縣の如きは秦の暴強にあらずんば、一時の侯王を挫くことを得べからず、其の制する所古法にあらずと雖へども、尤も治道の要を得、李斯

の奏する所、始皇の行ふ所、其の實天下を私するなりの故に其の制明かならず、其の法正しからず、遂に亂賊の基をなす、是れ宗元の所謂る失は政にありて制にあらずるなり。

天照太神天上に在つて曰く、葦原中國に保食神ありと聞く宜しく爾月夜見尊就いて之を候よと。月夜見尊勅を受けて降り、已に保食神の許に到る、保食神乃ち首を廻して、國に嚮へば則ち口より飯を出す、又海に嚮へば則ち鱒廣鱒狭亦口より出づ、又山に嚮へば則ち毛鹿毛柔亦口より出



づ、夫れ品物悉く備り、之を百机に貯へて饗へ奉る。是の時月夜見尊忿然作色して曰く、穢矣鄙矣、寧ぞ口より吐れる物を以て敢て我に養ふべけんやと、廻ち劔を抜て擊殺し、然る後復命す、具に其の事を言ふ、時に天照太神怒りますること甚だしうして曰く、汝は是れ惡き神なり、相見るべからずと、乃ち月夜見尊と一日一夜隔離れて住み給ふ是後に天照太神復天熊人を遣し往て之を看せたまふ、是時保食神實に既に死れり、唯其の神の頂に牛馬化り、額上に粟生り、眉の上に鹽生り、眼中に稗生り、腹中に稻生り、陰に

麥及び大豆小豆生れり、天熊人悉く取り持ち去いて之を奉進る、時に天照太神喜んで曰く、是等は顯見蒼生の食つて活くべきもの也と、乃ち粟稗麥豆を以て陸田種子となし、稻を以て水田種子となす、又天邑君を定む、即ち其の稻種を以て始めて天狹田及び長田に植う、其の秋垂穎八握に莫莫然甚だ快し、又口裏に鹽を含んで、便ち絲を抽くことを得たり、此より始めて養蠶の道あり。

謹んで按ずるに、是れ百穀を播す始のなり、蓋し中州本秋瑞穂の稱あり、則ち水土の美、嘉禾の瑞、固有の地な



り、天神保食神の教に因り、大に稼穡蠶の道を成し  
是より天下の人民、食以て給り、衣以て防ぐ、皆是れ神  
の洪徳なり。

天照太神、天狹田長田を以て御田となす、又方に神衣を織  
りて、齊服殿に居たまふ。

謹んで按ずるに、是れ天神民の事を重んずるなり、夫れ  
天神の尊き、織るべき人なきにあらざるなり、而して其  
の事を躬らする所以は、但親しく其の誠信を致して以て  
神衣を爲のみにあらず、之を先んじ之を勞し、蠶織の艱

難を備にし、盤中の辛苦を嘗めて以て天下の農桑を帥か  
るなり、蓋し人君躬ら耕し、后妃親ら蠶つて、上帝の桑  
盛に供へ、祭祀の禮服を爲すは皇極の無逸を建て、王業  
の大本を示すなり、體詔して曰く、帝王躬ら耕して農桑を勤め、后  
族に至るまで、農績を廢して殷富に至る者あらん、後世に及び祈年穀  
二月、神衣祭、九月、神今食月新嘗會及び大嘗會皆農事を以て  
朝政を行ふなり、往古其の事を重んじ其の誠を盡す、以  
て鑒るべし。

神武帝詔して曰く、恭しく寶位に臨み、以て元元を鎮め、



上は則ち乾靈國を授くるの徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ふの心を弘む。

崇神帝の六年、百姓流離ひて、或は背叛くものあり、其の勢徳を以て治め難し、是を以て晨に興き夕まで惕れ、罪を神祇に請ふ。

謹んで按ずるに、國は民を以て體となす、民勞すれば國衰ふ、民安ければ國興る、乾靈授け給ふ所は則ち蒼生なり、二帝の恭惕るる所至れる哉。民は惟國の本なり、本固ければ邦寧し、故に或は中國を制し、或は民に教を

垂れ給ふ、其の徳大なる哉。

仁徳帝の四年春二月甲子の日、群臣に詔して曰く、朕高臺に登り以て遠く望むに、烟氣域中に起たず、以爲らく百姓既に貧うして家に炊ぐものなきか、朕聞く古の聖主の世には人人詠德音を誦て、家家に康哉の歌あり、今朕億兆に臨む茲に三年、頌音聆えず、炊烟轉疎なり。即ち知る、五穀登らず、百姓窮乏せるを、封畿之内すら尙給らざる者あり況んや畿外諸國をやと、三月己酉の日、詔して曰く、今より後三載に至るまで悉く課役を除めて、百姓の苦を息さ



んど、是日より始めて、黼衣鞋屨弊れ盡ざれば更め爲らず、  
 温飯煖羹酸饑らずば易ず、心を削ぎ志を約て、以て無  
 爲に従事ませり、是を以て宮垣崩れども造らず、茅茨壞れど  
 も葺かず、風雨隙に入りて衣被を沾し、星辰壞より漏りて  
 牀蓐を露にせり、是後に風雨時に順うて五穀豊穰なり、  
 三稔の間に百姓富寛に、頌德既に満ちて、炊烟も亦繁し。  
 七年夏四月辛未の朔、天皇臺上に居まして、遠く望み  
 給ふ、烟氣多に起つ、是日皇后に語つて曰く、朕既に富めり  
 豈愁あらんや、皇后對へて諮さく、何をか富めりと謂ふか。

天皇曰く、烟氣國に満つ、百姓自ら富めるならんか、皇  
 后且言く、宮垣壞れて修むるを得ず、殿屋破れて衣被露に霑  
 ふ、何を富めりと謂ふか。天皇曰く其れ天の君を立つるは是  
 れ百姓の爲めなり、然らば君は百姓を以て本となす、是を以  
 て古の聖王は一人だに飢寒ゆる者あれば、顧みて身を責む、  
 今百姓の貧きは之則ち朕の貧きなり、百姓の富めるは之則  
 ち朕の富めるなり、未だ之れ百姓富みて、君貧しきものあら  
 ずと。秋八月丁丑の日、大兄去來穗別皇子の爲に壬生部を定  
 む、亦皇后の爲に葛城部を定む、九月、諸國悉く請して曰



く、課役並に免されて、既に三年を経たり、此に因て以て、宮殿朽壞れ、府庫既に空し、今黔首富饒となりて遺りたるを拾はず、是を以て里に鰥寡なく、家に餘儲あり、若し此時に當りて税調を賈いで以て宮室を修理にあらすんば、懼らくは其れ罪を天に獲んど。然も猶忍びて聽し給はず。十年冬十月甫て課役を科せて、以て宮室を構造る、是に於て百姓領されずして、老を扶け幼を携へ、材を運び簣を負ひ日夜を問はずして、力を竭し争ひ作る、是を以て幾時を経ずして、宮室悉く成りぬ、故に今に至るまで聖帝と稱す。

謹んで按ずるに、是れ民の産を豊にし、民の力を寛にするの極なり、夫れ民の生を遂げ性を戢すは、天下の人君に繋れり、一人を以て億兆の父母となる、君道厥れ惟難い哉。唯仁徳帝にして其の任に勝へん、躬を儉にし、以て民の家を賑し、無告を救ひ、民の貧富を以て天子の貧富となして、曰く、其れ天の君を立つる、是れ百姓の爲めなりと、然らば君は百姓を以て本となすといへる詔は實に人君民を養ふの至戒たるものなり、故に宮室の造るや、庶民子の如く來る、百姓罪を天に獲ることを懼る、



吁至れる哉、大なる哉、蓋し先に仲哀帝の早く崩り給ふ  
 あり、神功帝の西征あり、後に天地不順にして稔穀登ら  
 ざるの患あり、君子徳を儉にし、難を辟くるの義亦亨ら  
 ざらんや、後世民を賑はし土木の功を興す、唯此の帝徳  
 を以て規則となさば、大なる過ちなからん。外朝の聖主  
 宮室を卑うして儉徳を尙ぶ、豈此に過ぎんや。  
 崇神帝の十二年春三月丁亥の自、詔す、朕初めて天位を承  
 け宗廟を保つを獲、明も蔽る所あり、徳も綏きこと能はず、  
 是を以て陰陽謬錯りて、寒暑序を失ふ、疫病多し起り百姓

災を蒙る、然らば今罪を解ひ、過を改め、敦く神祇を禮ひ  
 亦教を垂れて荒俗を綏んじ、兵を擧て以て服せざる者を討  
 つ、是を以て官に廢事なく、下に逸民なく、教化流行し、  
 衆庶業を樂み、異俗譯を重ね來り、海外既に歸化す、宜  
 しく此時に當り更に人民を校し、長幼の次第及び課役の  
 先後を知らしむべしと。秋九月己丑の日、始めて人民を校  
 して更に調役を科す、此を男の弭調、女の手調と謂ふ、  
 是を以て天神地祇共に和享て、風雨時に順ひ、百穀用て  
 成り、家給ぎ人足つて天下大に平なり、故に稱して御肇國



天皇と謂ふ。

謹んで按ずるに、是れ民の産を制するなり、既に庶く既に富めば未だ嘗て以て教へずんばならず、人皆欲あり、民は其れ蠢爾たるものなり、情あつて節を知らず、欲ありて制を知らず、故に唯之を養ひ。而して制を加へざれば、其の身を保つを得べからず、専ら之を戒めて、以て養はざれば恒の心を得べからず、撫育教導互に持し、而して後に家給り耻を知る所以なり、帝民を養ふを以て心となし、民を導くを以て教となし、始めて調賦の先後を

制し、長幼の次序を教ふ、其の化大なる哉。

六十二年秋七月丙辰の日、詔して曰く、農は天下の大なる本なり、民恃んで以て生ずる所なり、今河内狭山埴田水少し是を以て其の國の百姓農の事を怠る、其れ多く池溝を開て以て民の業を寛めよ、冬十月依網池を造る、十一月苜坂池、反折池を作る。

謹んで按ずるに、是れ農の利を盡すなり、百穀を利する者は水より大なるはなし、今狭山及び三池を浚し、力を溝洫に盡すこと此の如し、是より歴代因循して水利を開



き非常に備ふ、垂仁帝池を諸國に作り、景行帝相續で力を竭し、百姓大に富み、天下大に平なり、竊に接するに、外朝の周、農を以て國を爲むるの後、此を重んずること、漢の文景、二帝に如くはなし、文帝曰く、農は天下の大本なりと、景帝曰く、農は天下の本なりと、先儒曰く、文帝の此の詔ある、凡そ三たび、景帝武帝も亦皆此の言を以て、詔の先に冠す、漢人古を去ること未だ遠からず、猶重んずる所を知る、今帝の詔と更に異ならず、國に中外ありと雖へども民事に倦々たるに至

つては一なり。

仁徳帝の十一年夏四月甲午の日、群臣に詔して曰く、今朕是の國を視るに郊澤曠遠して、田圃少乏し、且河水横に逝れて以て流末駛からず、聊か霖雨に逢へば海潮逆上りて巷里船に乗る、道路亦塗たり、故に群臣共に之を視て、決きて源を横にして、海に通じ、逆流を塞ぎて以て田宅を全うせよ、冬十月宮北の郊原を掘りて、南水を引きて以て西海に入る、因つて以て其の水を號けて堀江と曰ふ、又北の河の澇を防がんとして、以て茨田堤を築く、是の時に兩處の築あり、乃ち



壊れて塞ぎ難し、時に天皇夢に神の誨るありて、塞ぐことを獲て其の堤且つ成る。

謹んで按ずるに、是れ民の害を除くなり、天地の間民の害をなす者、天に早潦の災あり、地に河海の暴あり、人君民を爲むるに志あらば、豫め備へ、先づ謀り、以て之が制を爲さば、則ち其の災殆んど追るべし、是れ人心の精一なる所、物以て勝るべきなし、既に其の害を除けば民の利百倍す、帝甚だ民の生を以て要となし、河を開き以て之を疏し、堤を築きて以て之を塞ぐ、民以て子

の如く來る、神以て之を佑く、故に隄岸の崩るゝなく、泉源の涸るゝなく、沙土の淤なく、畛域の失なし、吁其の徳大なる哉、其の後大に力を溝洫に盡し、百姓寛饒にして凶年の患なし、況んや、橋路を爲り、以て人民を利し、氷室を以て其政を規し改め、大に乾靈國を授け給ふの徳に答ふ。

天照太神因つて天の邑君を定め、即ち其の稻種を以て、始めて天狹田及び長田に殖う、其の秋垂穎八握に莫莫然甚だこころよし。



成務帝五年秋九月、諸國に令して、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置けるを以て、百姓安居し天下無事なり。

謹んで按ずるに、是れ天人民の長を建つる始なり、凡そ物相聚れば、未だ嘗て長あつて以て焉を統べずんばならず、鳥獸の群すら必ず其の先つものあり、況んや人をや民に其の業あるをや、業に必ず教あり、人に必ず欲あり其の教を知らざれば、百穀時に違ひ、稼穡節を失ひて民恒産を得ず、其の欲を制せざれば鬪諍相起り、獄訟日に盛んにして民以て死亡するに至る、故に神の靈なる、既

に邑君あつて以て時の百穀を播す、後世豈焉を忽にすべけんや、成務帝始めて國郡を分ち封域を定む、造長は國郡を主ごり、稻置は縣邑を司ごる、宜なる哉、百姓安居し、天下無事なると、夫れ天烝民を生じ、自ら治むること能はずして、遂に之が君あり、君は萬民を統べて、獨り理むる能はず、之を百官に付す、百官の理むる所其の揆惟萬にして其の繋る所悉く民にあり、然らば乃ち百官の設は、民の爲にあらずや、人君の重きは民の爲にあらずや、既に天民の爲に已を立つるを知らば、民を重



んずるを以て先務となさざることをなし、民を重んずるは必ず民の長を撰ぶことを重んずるにあり、人其の人に非ざれば則ち官明かならず、官明かならざれば、民情致むべからず、民情塞がれば民の長にあらざるなり、後世民安く國豊なるを得るは其の人を得ればなり、民苦み國衰ふるものあるは其の人を得ざればなり、故に郡主縣令を輕んずるは是れ民を輕んずるなり、民を輕んずるは是れ天下國家を輕んずるなり、天下國家を輕んずるは、乾靈國を授くるの徳に背き、天孫統を垂るるの基を廢るにあ

らずや、四方嘉靖の休、萬國咸寧の化、其の機端に此にあり。

以上は治道の要を論ず。愚謂らく、天下の治道、古今の論岐多し、人君之に臨み未だ嘗て亡羊の失、岐路多かりとめなくんばあらず、夫れ天下の本は國家に在り、國家の本は民に在り、民の本は君に在り、君明かなれば民安し、民安ければ國治まり家齊ふ、國家治まり齊へば天下平かなり、國を治むるの道は、封建と郡縣とにあり、侯王を封建にするときは則ち親を親とし、賢



を賢とし、其の邦に因りて其の卿を命じ、方伯を建て  
 三監を立て、天子巡狩して禮を規し、俗を觀て黜陟の  
 政を明かにし、諸侯朝聘して王室に勤め、正朔を受け  
 退いて、顔を違ふること咫尺の敬を存す、故に宗子は惟  
 城たり、侯王惟藩たり、郡縣を以て守令を命ずれば則  
 ち任限を定め、吏務を察し、考課を明かにし、賞罰を  
 正しくし、按巡の察使を以て、其の土地人民の實を監  
 す、然れば乃ち共に國家を維持し、大寶の祚竟に傾く  
 べからず、是れ國家治まりて後天下平かなり、凡そ人

君の尊き、下民の賤しき、九重の邃き、市井の卑き、  
 若し輕として焉を遠くるときは、其の阻たること猶天  
 壤の杳なるが如し、心に誠に之を求めば則ち天の地を  
 覆ひ、日月の萬物を照すが如し、甚だ近うして掩ふべ  
 からず。之を求むる道、養ひを以て先となす、物必ず  
 養ひあり、草木鳥獸の水土羽毛枝葉ある、皆然り、況  
 む民をや、衣食給らざれば則ち恒心なし、恒心なけれ  
 ば則ち刑罰に陥る、是れ人君の忍ぶべき道にあらざる  
 なり、之を養ふの道は、經界を定の産業を考へ、農家



を具へ、而して後賦斂を正すにあり、既に庶く既に富  
 めば、則ち教を以て本となす、衣食足りて教へざれば  
 則ち民又恒心を失ふ、之を教ゆる道は人民を秩し、  
 風俗を正うし、其の機を抑揚し、其志を勸懲し、  
 以て利を利とし樂を樂とするにあり、愛を専らにすれ  
 ば則ち情を縦にし欲を逞うして業を廢するを知らず  
 戒を專にすれば則ち民免れて耻なし、養教相持して民  
 安し、然も又天地常なく、人民必ず幸否あり、故に其  
 の備を事なきに設け、以て其の害を除き、窮民を救ひ

賑恤を周うす、否れば乃ち百姓必ず溝壑に轉ぶ、人君  
 荒政の設け、年穀の祈、是れ其の誠を盡す所以なり、  
 之を養ひ之を教ふるに、人君一人の眇を以て、豈天下  
 の衆に及ばんや、故に其の長を建つ、長を建つる道は  
 民間に保伍を立て之を親察す、其爭訟事皆先焉に付  
 し、之を規し之を和げ、其の諍獄の機を防ぎ、背教の  
 萌を折く、其の止むを得ざるに及んでは下吏之を計り  
 守令之を制す、伍は必ず長あり、村里必ず老あり、之  
 を郡縣に總べ、諸を國司に轄ぶ、是乃ち長を建つる道



なり、然れども其の議を致めず、其の道を盡さざれば  
 則ち唯虚名にして實なし、古來年限を定め黜陟を明か  
 にするは、皆民の長を重んずればなり、民安ければ則  
 ち國平かなり、是れ民の國家に繋る所以なり、而して  
 人君は天下を以て大寶となし、拳拳服膺して、恒に守  
 るべきの道を致め、失ふべきの過を顧み、神聖開端の  
 誠に因つて、以て之を擴充すれば則ち天壤と窮まりな  
 からん、是れ治道の要、大都人君の志を本とする所  
 以なり。

神知章

天照太神乃ち天石窟に入り、磐戸を閉して幽居す、故れ六  
 台の内常闇にして、晝夜の相代るわきも知らず、時に八十萬  
 神天安の河邊に會ひて、其の禱るべきの方を計らふ、故れ  
 思兼神深く謀り、遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚め互に  
 長く鳴かさしむ、亦手方雄神を以て磐戸の側に立て、中臣  
 連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、天香山五百箇眞  
 坂樹を掘にし、上枝には八坂瓊の五百箇の御統を懸け、中枝



には八咫鏡を懸け、下枝には青和幣、白和幣を懸け、相與に  
 其の祈禱を致す、又猿女君の遠祖天鈿女命則ち手に茅纏の  
 稍を持ち、天石窟戸の前に立ちて、巧に作俳優す、亦天香山  
 の真坂樹を以て鬘と爲し、蘿を以て、手綴となし、火處焼き  
 覆槽置し、顯神明之憑談す、是の時天照太神聞召して曰  
 く、吾比ろ石窟に閉居り、謂うに當に豊葦原中國必ず長夜  
 爲ん、乎何ぞ天鈿女命此く嘘樂するやと、乃ち御手を以て磐  
 戸を細めに開て窺はす、時に手力雄神則ち天照太神の手を  
 奉承り、引き出し奉る、是に於て中臣神、忌部神、則ち端出

之繩を界し、繩亦左り乃ち請ふて曰く、復還幸こと勿れど。  
 謹んで按ずるに、此の時人才最も盛なる哉、凡そ事其の  
 人を得ずんば、其の道明からず、天地の常闇なるに當り  
 て、非常の才あるにあらずんば、非常の功を得べからず  
 思慮以て其の謀を致し、大勇以て其の事を遂げ、雄藝  
 以て其の用を盡し、寛優以て其の道を盡す、而して後に  
 大に成すべきなり、八十萬神の衆きも唯此の數神を得、  
 然らば乃ち才の難きこと神代既に爾り、蓋し力の要は、  
 知以て遠く慮るべきは思兼神其の任に中るならん、仁以



て力行すべきは、天兒屋命、太玉命是れ其の人ならん  
 勇以て果斷なるべきは手力雄神、天鈿女命是れ其れ得た  
 るならん、三徳此にあり、故に洪基を復し、以て萬億世  
 に及ぶ、才の美至れるかな。

皇祖高皇產靈尊、皇孫を立て、葦原中國の主となさんと  
 欲す、然れども彼の地に多く螢火光神及び蠅聲なす邪神あ  
 り、復草木咸く能く言語ことあり、故れ高皇產靈尊、八十  
 諸神を召集へて、之に問ふて曰く、吾れ葦原中原の邪鬼  
 を撥平んと欲す、當に誰を遣はさば宜けん、惟くは爾諸神知

れる所を隠す勿れ。僉曰く、天穗日命是れ神の傑者なり、  
 之を試み玉はざるべけんや、是に於て俯して衆の言に順ひ、  
 即ち天穗日命を以て往いて平しむ、然れども此神大己貴神に  
 倭り媚びて三年に比るまで尙報聞さず、故れ高皇產靈尊更  
 に諸神を會へて、當に遣すべき者を問ふ、僉曰く、天國玉  
 子なる天稚彥是れ壯士なり、宜しく之を試み玉へと、是に於  
 て高皇產靈尊、天稚彥に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜ひ、以  
 て遣す、此神も亦忠誠ならず、是の後に高皇產靈尊更に諸神  
 を會へて、當に葦原中國に遣すべき者を選び給ふ、僉曰く



磐裂根裂神の子なる磐筒男磐筒女の生ませる子、經津主神佳  
 けんご、時に天石窟に住む神、稜威雄走神の子瓊速日神、瓊  
 速日神の子燖速日神、燖速日神の子なる武甕槌神あり、此神  
 進んで曰く、豈唯經津主神のみ獨り丈夫にして、吾れ丈夫に  
 あらざらんやと、其の辭氣慷慨し、故れ以て經津主神に配て  
 葦原中國を平けしむ、二神是に於て出雲國五十田狹の小汀  
 に降ります、二神諸不順鬼神等を誅ひて果に以て復命す。  
 謹んで按ずるに、是れ天神の人を登庸するを慎めるなり  
 天神の靈、日の天に中するが如く萬象畢く照し、片言

乃ち通ず、此れ其の神たる所以にして、而も衆議を盡し  
 俯して其の言に順ふは舉錯を重んずればなり、夫れ人の  
 質美才以て用ふべきもの有りと雖へども、徳を崇め感を  
 辨へざれば、則ち富貴威武聲色の場に卓立する能はず、  
 二子の或は大巳貴に媚び、或は下照姫を娶れる是なり、  
 經津主神、武甕槌神、特に確乎拔くべからざる量あり、  
 故に大業を建て以て復命す、尙東方に退いて以て皇孫を  
 防護して、其の王の愾く所を敵とし、天下の功を忘れず  
 大なる哉、凡そ時天造草昧にあり險の中に動いて、大に



亨り貞しき者は、大丈夫にあらざれば之を得ず。人才の  
 難く、人を知るの難き、後世豈に忽にすべけんや、外朝  
 の先儒曰く、人を知るの難きは、堯舜も以て病どす、孔  
 子も亦言を聽き行を觀るの戒あり、然らば乃ち人を知る  
 ことは中外以て之を重しとなす、宜なる哉。

天照太神、天津彦彦火瓊杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡、  
 草薙劔の三種の寶物を賜ふに及んで、又中臣の上祖天兒  
 屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡  
 作上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命凡そ五部神

を以て配て侍らしむ。

一書に曰く、天照太神、手に寶鏡を持ち、天忍穗耳尊に  
 授けて、祝ぎて曰く、吾が兒此の寶鏡を視まさんこと當に  
 吾を視るが如くし、與に床を同くし、殿を共にして以て齋  
 鏡となすべしと、復天兒屋命、太玉命に勅して、惟  
 くは爾二神も亦同く殿の内に侍つて、善く防護ることをな  
 せ。

一書に曰く、高皇產靈尊、眞床覆衾を以て天津彦彦國光彦火  
 瓊瓊杵尊に裹まつり、則ち天磐戸を引き開けて、天八重雲



を排けて以て奉降ります、時に大伴連遠祖天忍日命  
 來目命遠祖天穗津大來目を師ゐて、背に天磐鞞を負ひ、  
 臂に稜威の高鞞を着き、手に天梶弓、天羽羽矢を捉り、  
 及び八目鳴鏑を副持へ、又頭槌劔を帶き天孫の前に立ち  
 て、遊行降來、日向襲の高千穗穗日二上峰、天浮橋に到  
 る。

一書に曰く、天孫降り給ふとき、天兒屋命、天太玉命  
 天照太神の勅を奉じて左右の扶翼となる、今世左右の  
 相の如き比か。

謹んで按ずるに、是れ臣の才を選ぶの始のなり、治をな  
 すの道は、人を用ふるにあり、況んや草昧屯難の時をや  
 凡そ此の五神は既に中國に功あり、今又防護配侍す、蓋  
 し世臣の舊徳功業既に時を見はれ、聞望既に世に孚ある  
 こと、高山巨海の如し、其の風采以て具に瞻るに足る、  
 初めより運動の勞なく、而して功の人に及ぶや厚し、天  
 神此の才を得て皇孫依頼の任を付して、以て皇統を正し  
 し、以て其の正を養ひ、衣を垂れ手を拱き、以て其の成  
 を仰ぐ、何ぞ強暴の服せざらんや、雅俗の敦からざらん



や、凡そ臣に文武あり、大小あり、親疏あり、一も焉を  
 闕かば全からず、文武の大臣は經綸康濟す、近親の侍臣  
 は薰陶涵養す、職の重きものは安危の寄あり、職の親し  
 き者は習染の移るありと雖へども、其の天下の本に繋る  
 は一なり、此の章五神配侍の事あり、別に二神殿を同く  
 するの勅あるは是れ大臣を敬するなり、又天忍日命  
 天孫の前に立ち、天鈿目命以て近衛す、是れ雲路を披け  
 駈山蹕する時、武を右にし文を左にして、威武を鳴すの  
 義なり、吁其の人を得て其の禮を正うし、其の道を致む

るの至れる、後世企望すべきにあらざるなり、此の時既に  
 輔弼、大臣、近衛の職あり、以て天工、人其れ之に代  
 る、後官を立て人に任すること忽にすべけんや。

神武帝の甲寅の年、東征し給ふ、菟狹津媛を以て侍臣天種子  
 命に妻せ給ふ、天種子命は是れ中臣氏の達祖なり、戊午の年  
 夏六月大伴氏の遠祖日臣命、大來目督將元我を師ゐて  
 山を踏み、啓行き鳥の向ふまにまにす、時に勅して日臣  
 命を譽めて曰く、汝忠しくして且つ勇めり、加能く導きの功  
 あり、是を以て汝の名を改めて道臣となす。



辛酉の年春正月、天皇即位す、道臣命大來目部を師めて  
密策を奉承り、能く諷詠す。

二年春二月乙巳の日、天皇功を定め賞を行ふ、道臣命に  
宅地を賜ひて、以て異に寵み給ふ。

謹んで按ずるに、一書に天種子命、天富命を以て左右  
の臣となす、又曰く、宇麻志麻治命、櫛日方命を食國  
政申大夫となす、是れ皆大臣執政の儀なり、此の時  
文武の臣を以て相並べり、凡そ文と武とは猶左右の手の  
如し、陰陽相對して、偏廢すべからず、唯時宜を以て先

後をなすなり、天孫臨降より神武帝の時に至るまで、皆  
草昧屯蒙の難あり、武臣にあらざれば其の創業を得べか  
らず、故に其の之を先とし之を賞する所、并せ見るべき  
なり、後世に至り文臣を重んじ武臣を輕んず、是れ殆ん  
ご上古の神制に異なるなり、外朝は聖人政を立つるに  
虎賁を以て三事に並せ論じ、樞密を以て中書に并せ稱す  
況んや中州は往古より威武を以て皇統を建つるをや。

崇神帝の十年秋九月甲午の日、大彥命を以て北陸に遣し、  
武渟川別を東海に遣し、吉備津彦を西道に遣し、丹波道主



命を丹波に遣し、因つて以て詔して曰く、若し教を受けざる者あらば、乃ち兵を擧げて之を伐てど、既にして共に印綬を授けて將軍となす。

謹んで按ずるに、是れ武官の始なり、神代既に將帥の任あり、神武帝の時、軍帥の將あり、然れども未だ號名るに及らず、今始めて將軍を以て印綬を授け、四道將軍と號く、其の任尤も重い哉。

景行帝の五十一年春正月戊子の日、群卿を招して宴さしめすこと數日なり、時に皇子稚足彦尊、武内宿禰宴庭

に參らず、天皇召して其の故を問ふ、因て以て奏して曰く、其の宴樂の日には群卿百寮必ず情を戲遊に在いて國家に存かず、若し狂生あつて墻閣の隙を伺ふことあらん、故に門下に侍ひて非常に備ふるなりと、時に天皇之に謂つて曰く、灼然なりと、則ち異に寵み給ふ、秋八月壬子の日、稚足彦尊を立て皇太子となす是の日武内宿禰に命じて棟梁之臣となす。

謹んで按ずるに、是れ其の人を選んで、其の大職を任ずるの義なり、棟梁の臣、成務帝に距りて大臣と號く、武



内之に任ず、此後連綿として大臣の號あり、終に三公の稱あり、蓋し大臣は一人に師範として、四海に儀形たり其の人なければ則ち闕く、古來其の重んずる所此の如し是れ邦を經め道を論し陰陽を燮理するを以てなり、其の上の爲なるや必ず善を陳べ、邪を閉ちて、以て君の徳をなす、其の下の爲たるや、必ず政を發し仁を施して、以て人の俗をなす、此の如き人にして、而る其此の職に任じ、其の上、人君の道を輔け、下四海の政を濟さしむ。帝武内の篤行に因り、授くるに大任を以てす武内終に

六世を輔導す、風采凝峻にして武儀巍焉たり、是れ此の耆翁老成の人ならん、後世大臣を任ずるの道、往古を踏襲して、以て其の選を精一にせば又大過なからんか。

成務帝の四年春二月丙寅の朔、詔して曰く、今より以後は國郡に長を立て縣邑に首を置く、即ち當國の幹了者を取り其の國郡の首長に任よ、是を中區の藩屏となす。

先人曰く、國司は是れ一方の重寄に當り、百姓の寒苦を察す、庸才の企望すべき所にあらず、故に昔時固く格制を設け、以て治否を勘ふ、合格の者は賞を蒙り、格に違ふ者は



黜けらる、是れ良吏を擇ぶ所以なり、又曰く七箇國の受領を歴て、合格の吏は公文を勤へ、畢て參議に拜す、白河院の仰せに但其の才に依るべしと。

謹んで按ずるに、是れ國郡の司を撰ぶなり、蓋し人君は民の父母なり、分を以て之を言へば、天壤の如し、情を以て之を考ふれば心體の相資るが如し、故に深宮の内に居り、九重の上に坐すと雖へども、恒に誠に求むるの實を存せば則ち守令の選豈忽にすべけんや、其の選一たび背けば則ち億兆の民悉く其の殃を蒙る、人君敢て忍ぶ

べけんや、故に其の精選往古既に然り、後世之に因つて年限を正うし、考課を慎み、賞罰を明かにす、相續て其の制嚴なり、外朝の先儒曰く、郡守縣令は民の師帥なり承流して宣化せしむる所なり、故に師帥賢ならざれば主の徳宣す、恩澤流れずと。愚謂らく、守令唯租稅調賦のみを事として、禮教を以てせざれば政化の實にあらず故に財賦を督し、詞訟を理むる間、禮教自ら敷き、風化興行し、而して俗自ら移り、民自ら敦く、而して後守令の賢を稱すべきなり。



應神帝の九年夏四月、武内宿禰を筑紫に遣し、以て百姓を監察せしむ、時に武内宿禰の弟甘美内宿禰、兄を廢せんとして天皇に讒言し、『武内宿禰常に天下を望むの情あり、今聞く筑紫にありて密に謀つて曰く、獨り筑紫を裂きて三韓を招き己に朝はしめ、遂に天下を有たんとす』と。是に於て、天皇則ち使を遣して以て武内宿禰を殺さしむ、時に武内宿禰歎いて曰く、吾れ貳心なし、忠を以て君に使ふ、今何の禍ありてか罪なくして死するや、是に壹伎直眞根子といふ者あり其の人となり能く武内宿禰の形に似たり、獨り武内宿禰の罪

なくして空しく死するを惜み、便ち武内宿禰に語つて曰く、今大臣忠を以て君に使へ、既に黒心なきは天下共に知れり願くは密に避りて朝に参赴まして親ら罪なきを辨めて而る後に死すとも晩からじ、且つ時の人毎に云ふ、僕形大臣に似たりと、故に今我れ大臣に代つて之に死し、以て大臣の丹心を明さんと、則ち劔に伏して自ら死す、時に武内宿禰獨り大に之を悲む、竊に筑紫を避りて、浮海て以て南海より廻り、紀の水門に泊り、僅に朝に逮ることを得たり、乃ち罪なきを辨む、天皇即ち武内宿禰と甘美内宿禰とを推問ひ給ふ、是